

323.62

To 612 A



* 0013725000 *

0013725-000

323.62-To612s

支那憲政問題

東洋協会調査部・編

東洋協会

1940

ACD

323.62

To 612_s

支那憲政問題

2011

調查資料

支那憲政問題

東洋協會調查部

3944

323.62
To 612A

憲政の實施は、和平建國と並んで、南京新政府の一大政綱である。憲政問題を考究することによつて、支那近代の政治動向と、現今中華政局の混迷と、東亞新秩序の大目標と、更に上下五千年にわたる支那政治思想の展開とを、把握し得ると思ふ。こゝに本輯を支那研究の一篇として世に送る所以である。

篇中、努めて内外の諸説を摘録した。けだし弘く世論の趨向を観察せんがためである。

記事は、内外の資料を平叙することに意を用ひたが、往々にして論評を加へたる個所がある。これは一に本輯主査の私見であつて、いさゝか江湖の一粟に供せんとしたに過ぎない。

年代に「本年」とあるは、昭和十五年（民國二十九年、一九四〇年）を指す。

現下の憲政問題は、政治原理として三民主義を根幹としてゐる。三民主義の觀點から、支那時局の推移を研究することは、また重要な一命題である。追てその輯篇を、机邊に呈するであらう。

昭和十五年十二月

東洋協會調查部

支那憲政問題 目次

第一章 憲政問題の淵源

一 思想的淵源……………一

二 政治的淵源……………三

第二章 立憲運動の史略

一 清末の立憲運動……………四

二 軍閥の立憲運動……………五

三 民國の立憲運動……………七

第三章 重慶國民政府の立憲運動

一 五五憲草と國民大會……………八

二 國共對立と制憲延期……………一

第四章 南京國民政府の立憲運動

第五章 孫文遺囑と憲政

一 五五憲草と孫文遺囑……………一四

二 建國方略……………一五

39441

三 建國大綱……………一六

四 三民主義……………一七

五 第一次全國代表大會宣言……………一九

六 五權憲法……………一九

第六章 三民主義と政治原理

一 序……………二〇

二 三民主義抹殺論……………二〇

三 三民主義論の再審……………二一

四 三民主義の政治指導性……………二五

第七章 憲法草案と國體

一 國體に關する憲政史……………二七

二 國體とソ聯憲法……………二八

三 三民主義國體の論難……………三〇

四 共和制國體の論難……………三三

第八章 憲法草案と民權主義

一 直接民權と五權……………三四

二 君主制と總統制……………三六

第九章 憲法草案と民生主義

一 國民經濟の理論及び實際……………三九

二 地權平均と耕者有其田……………四〇

三 資本節制と實業開發……………四二

第十章 憲法草案と教育

一 教育の宗旨……………四四

二 宗旨沿革……………四五

三 黨化教育……………四八

四 排日教育……………四九

五 孔教問題……………五一

六 儒教の進化……………五四

第十一章 憲政と政治鬭爭

一 清末及び軍閥の政治鬭爭……………五五

二 國民黨内の政治鬭爭……………五九

第十二章 蔣政權下の憲政と政治鬭爭

一 北伐完成と獨裁制憲方針……………六〇

二 五五憲章の獨裁化……………六二

三 國共合作と蔣政權の憲政方針……………六四

四 新民主主義と憲政の窮迫……………六八

五 國共抗爭と評論……………七〇

第十三章 汪政權下の憲政と政治闘争

一 汪蔣の離合と憲政……………七三

二 和平憲政の特質……………七三

三 汪蔣及び中共の憲政爭取……………七三

第十四章 南京國民政府内に於ける憲政論

第十五章 憲政審議に關する諸説

一 中國共產黨の主張……………八四

二 ソ聯憲法比較論及び民族自決説……………八六

三 胡適の憲草修正論……………八七

四 憲政の全體主義觀……………八九

第十六章 餘論

一 政治思想の支那的性格……………九一

二 政治上から見たる憲政の本質……………九二

三 立法上から見たる憲政の本質……………九三

四 名分論と憲政問題……………九八

支那憲政問題

第一章 憲政問題の淵源

一 思想的淵源

支那に於ける憲政問題は、清末から急速度に展開された。それには世界普遍の思想的淵源と、支那特有の政治的淵源とがあつた。

第一に思想的淵源としては、十九世紀の世界を風靡した政治原理が、自由主義であるといふことである。自由政治原理は、ルソー・ロツク・モンテスキューなどによつて、十八世紀の哲學的思辨として表現された。その内容をなすものは、國家契約・國民主權・權力分立・天賦人權などの諸思想であつた。

これより遡ること五世紀以來、イギリスの政治は、自由政治原理を地でいつた。イギリスはノルマン征服後、自ら君主強權制の發達を見たのであるが、貴族から成る等族會議との抗爭を免れ得なかつた。一二一五年、國王ジョンをラミミネードの野に擁して調印せしめたもの即ちマグナカルタ(大憲章)で、實に成文憲法の胎生なのである。この等族會議から、國民的なる議會制度が發達して、代議制・兩院制・大臣責任制・議院内閣制等が具現するに至つた。

このイギリスの憲政史とフランスの自由政治原理との合成から、一七八七年アメリカの獨立革命憲法が創成された。これは統一的成文憲法として世界最初のもので、國民主權主義も三權分立主義も、その實踐性を具へたる民主政治の出現を見ることゝなつた。

ひとりフランスに至つては、自由政治原理哲學の實際政治化に直進した。それが一七八九年の革命であつて、八月二十六日には人權宣言書を發して、第一條には「人間は生れながらにして自由且つ平等なり」第三條には「凡ての主權の原理は本質的に國民に存す」と、哲理を法文化し、越えて一七九一年九月十四日、革命憲法成立し、一七九三年にはルイ十六世を斷頭臺に登せて、高度民主主義のジャコピン憲法を發布し、爾後數度の憲法改廢があつたが、大ナポレオン帝位に即いても、憲法第一條には「共和國の政治は之を皇帝に委任す」と規定して國民主權主義を捨てなかつた。ブルボン王朝・オルレアン王朝・ルイナポレオン帝政を経て、一八七五年第三共和政府の現行憲法（本年ベタン内閣により改正）成立するに至るまで、憲政は自由政治原理を中心として消長隆替し、この間に國民投票制・普通選舉制などが創意されたのである。

かくの如くにして、歐米の大小近代諸國家體制は、イギリスの政治實踐に刺戟され、フランスの自由政治原理を内包とし、幾多の政争を経由して組織されたものでないのはなかつた。この政治原理が支那に輸入されないわけではない。それが政治問題として立憲運動化するに至つたのは、自然の數といふべきである。

もと西洋文化の支那への輸入は、歐亞航路の發見から宣教師の布教に媒介されて、自然科学がその先達をなした。即ち明朝に於ける徐光啓の幾何學、李之藻の天文學等に始まり、清朝に入つては、咸豐同光年間、鐵砲・機械・電氣・化學等を主とし、曾國藩・李鴻章等も造兵製艦の政策以上に出でなかつた。しかし西洋の科學文化の根底には、思想的の人文科學が培養されてゐるのである。一八八八年、在支の英米人にして上海に廣學會を設けて西洋思想の紹介啓蒙に努めるものがあり、嚴復また一身を洋書の華譯に捧げた。嚴復の「天演論」の如きは、適者生存論を提唱して思想界に一巨石を投じたのであるが、殊に「原強」中には、次の如くに説いてある。

『西歐諸國の強大なのは、學術を基礎とし即物實際を根本とし、階級の差別なく之に當つてゐる。けだし彼等は自由を主體とし民治を行つてゐるからである。』

かくの如くにして、自由政治原理は、滔々として輸入された。近代的政治思想と實際政治方式とは、識字人が古代の支那政治思想中に、民主主義的胚種を探ることによつて、割合に容易に了解されるものであつた。かくして戊戌の變法・庚子の亂等相ついで起り、立憲民主の自由政治原理は、清末の朝野を震駭するに至つたのである。

二 政治的淵源

第二に政治的淵源としては、先づ清末の阿片戰爭（一八三九—四〇）に見出す。ついで太平天國の亂（一八五〇—六〇）佛支戰爭（一八八三—八四）日清戰爭（一八九〇—九五）等の内憂外患により、清朝（滿廷）の無力と國民の自覺とが、内政改革の機運となつて展開した。時恰も日露戰爭に於ける「蕞爾たる島夷」日本の大捷に驚き、日本の立憲制度がその勝因の根本なるを看取して、こゝに始めて立憲制採用の實際運動が出發するに至つたのである。

日清戦後、内政改革の第一聲を擧げたのは、康有爲の變法自強であつたが、これは西太后のクーデターによつて壊滅された。日露戦後には、袁世凱（直隸總督）張之洞（兩湖總督）岑春煊（兩廣總督）汪大燮（駐英公使）孫寶琦（駐佛公使）梁誠（駐米公使）等、立憲制採用を進言するに及んで、國會速開請願運動が全土に漲つた。この澎湃たる大勢を政治的に利用したるもの、即ち孫文の國民革命であつたのである。

第二章 立憲運動の史略

一 清末の立憲運動

立憲制の採用は、清末朝野の定論となつた。こゝに於て光緒三十一年（明治三十八年）六月十四日、上諭を以て使臣を日・英・佛・獨・米・露等に派して、憲政を調査せしめ、翌三十二年七月十三日、立憲豫備の上諭を渙發、翌三十三年七月五日、既設の考察政治館を改めて憲政編查館となし、憲政事務を專辦させた。而して滔々たる輿論は、早くも公議機關の特設を必至とするに至り、同年八月十三日、上諭を以て資政院を設け、更に各省に諮議局を置いて民論の參與を圖り、代議政治の幼稚を胎生した。

光緒三十四年（明治四十一年）七月、考查憲政大臣達壽が日本憲政を視察し、八月一日、憲政編查館案文を具してその實施の要を上奏したので、即日第九年度に欽定憲法を頒布すべき旨上諭を發し、同時に「憲法大綱」を宣布した。該憲法大綱は、「君上大權」と「臣民權利義務」とを内容とし、憲政編查館の上奏によれば「首めに大權事項を列舉して以て君は臣の綱たるの義を明かにし、次に臣民の權利義務に關する事項を列舉して以て民は邦の本たるの義を明かにし」たもので、大日本帝國憲法を範とした。これこそ支那上下五千年にして近代國家に轉化した一大歴史的明法である。されば同年八月五日、光緒帝、太廟に親詣して期限奉告の大禮を行つた。爾後才かに三ヶ月、光緒帝崩御、「逐年籌備事宜」に按して切實に辦理せよ、庶幾くば九年の後、憲法を頒布して克く朕が未だ竟らざるの志を終ふせば、在天の靈は之に因りて稍慰まん」と遺詔された。

宣統帝（四歲）即位、醇親王攝政、先帝の遺詔に恪准せんとしたが、國會速開の民論ますます熾烈で抑へ難い。それで宣統二年十月三日（陽）三年内に憲政を實施すべしと上諭を下し、翌三年十月十日武漢革命起つたので、「十一月三日、憲法信條十九條」を公布して民論の鎮定を計つた。三ヶ年にして憲政實施の準備完遂さるべき筈もなく、加ふるに「憲法信條」は「憲法大綱」に比して、著しく君主大權の退潮を餘儀なくされてゐる。燥急なる民論に屈するの外なきとき、問題は政治の實力であつて憲法の成文ではない。故に「憲法信條」第一條は「大清帝國皇統萬世不易」と明定したが、倏忽として武漢革命成り、五ヶ月にして大清帝國は崩壊したのである。

二 軍閥の立憲運動

世界自由民主の思潮と清末内外國政の破綻とは、孫文をして立憲民主共和國體制の創成を決意せしめた。興中會を改めて同盟會（國民黨の前身）の結社成るや、黨綱六條を發表した。その第二に「共和國の建設」、その第五に「中日兩國の國民的聯合の主張」を掲げ、立憲政治運動は國民革命として發展した。宣統三年武漢革命起り、十一月三十日十一省代表會の決議により「中華民國臨時政府組織大綱」を公布、翌民國元年（明治四十五年）一月一日孫文臨時大總統に就任、代議機關參政院を設け「臨時約法（憲約法）」を決定した。三月十日、袁世凱臨時大總統に就任、翌十一日該約法を公布した。

當時の政情は、革命の實は軍閥の掌握する所となつたのである。故に孫文等革命派が、袁政權を拘制するもの唯一臨時約法あるのみであつて、參議院を最後の牙城とした。民國二年（大正二年）四月參政院始めて開かれたが、國民黨絶對多數でもとより袁の歡ぶ所ではない。憲法起草委員會の「天壇憲法草案」成つて、憲法會議に提案されたが、該草案ま

た袁政權の拘制に外ならないから、袁世凱は強引を以て大總統選舉法を制定して正式に大總統に就任したる餘威を藉つて強壓を加へ、翌三年一月十日國會を解散してしまつた。この天壇憲法は終に公けにされないでしまつたが、國會中心の憲法案としては、首尾一貫よく近代國家の特色を發揮したもので、後年憲政審議上有力なる規準となつたものであつた。

袁世凱の帝政の野望は、大總統中心の憲法制定より出發せんとし、先づ腹心を以て約法會議を組織し、民國三年五月一日「新約法」を公布した。しかしながら臬志成らず、民國五年六月六日悶死したので、制憲工作は再び民主化し、六月二十九日、黎元洪により舊約法復活の大總統令發せられ、ついで舊國會も成立して、天壇憲法草案が再審議されるに至つたが、張勳の強壓によつて國會はまたもや解散された。よつて段祺瑞下の安福國會により憲法起草委員會組織され、民國八年八月十二日、天壇憲法を骨子としたる「新國會憲法草案」成つたが、曹錕吳佩孚の直隸派の制壓の下に没了されてしまつた。

曹錕天下の權を握り、金權を利用して憲法會議を開催し、民國十二年十月十日新憲法を公布した。「曹錕憲法」即ちこれ、或は世に賄選憲法の名があるが、翌十三年張馮軍閥のため曹吳仆れて、憲法もまた無力となつた。ついで段祺瑞執政は、民國十四年十二月十一日、憲法起草委員會をして新憲法案を可決せしめたが、國民代表會議の招集に至らずして政府倒壊したために、一草案たるに過ぎなかつたのが、世に「段祺瑞憲法草案」と稱せられるものである。張作霖は段に代つて大權を掌握したが、この時已に國民革命軍の北伐の師は出發し、蔣介石による支那統一の覇業が開始されたのである。時に民國十五年（大正十五年）七月である。

三 民國の立憲運動

國民革命成らず、加ふるに内訌あつて、一再ならず流亡の苦難を嘗めた孫文は、その支援をソ聯に見出した。彼は顧問ボロジンに聽いて「以黨治國」の黨議を立て、民國十三年（大正十三年）一月二十日國民黨第一次全國代表大會を廣東に開いて、「中國國民黨政綱」を宣言し、また自ら

『臨時約法を制定したるは、之を以て民國の基礎を定めんとしたるが故なり。而かも計らざりき結果は却て其の反對に出でたるを。臨時約法其のもの、善法ならざるに非ずして、實は國民力未だ軍政及び訓政の兩時期を経ざるに拘らず、直ちに憲政時期に入らんとするに在りとす』。

と序して「建國大綱」二十五條を制定した。建國方略・三民主義及び一全大會宣言とともに、翌十四年（大正十四年）二月二十四日の遺囑となし、こゝに憲法制定の指導原理を確立したのである。

廣東國民政府は、以黨治國の新方針に基づき、民國十四年七月一日「中華民國國民政府組織法」を制定したが、蔣介石の北伐成つて、民國十七年（昭和三年）十月三日改めて「中華民國國民政府組織法」を公布、ついで民國二十年（昭和六年）五月五日國民會議を南京に開き、六月一日を以て「中華民國訓政時期約法」を發布した。この兩法は、蔣國民政府存立の國家的大本を爲すもので、その法統は後に汪國民政府の繼承する所となつたものである。

かくして國民政府は、民國二十二年（昭和八年）一月立法院内に憲法起草委員會を設け、立法院長孫科を委員長、吳經熊及び張知本を副委員長として推蔽一年、翌二十三年（昭和九年）三月初稿として發表、七月九日審査修正案を發表、十月十六日立法院で第一次草案を、その翌二十四年（昭和十年）十月二十五日第二次草案を可決した。該草案は五全大會に

て修正を加へ、民國二十五年(昭和十一年)五月五日「中華民國憲法草案」として國民政府によつて公布された。「五五憲法草案」「五五憲草」又は單に「憲草」と稱するものは即ちこれである。同確定案は、同年十一月十二日國民大會を召集して付議し、その承認を経れば始めて正式憲法となり、その發布によつて始めて憲政時期が開始される、そして國民政府は解體して政權を國民に返還し、純然たる立憲民主國が出現する順序であつたのである。

然るに國民大會の招集は延期され、五五憲草はその翌二十六年(昭和十二年)五月十八日、一部修正して再公布され、それから數ヶ月にして日支事變勃發して今日に至つたのである。

第三章 重慶國民政府の立憲運動

一 五五憲草と國民大會

民國二十五年(昭和十一年)五月五日、憲法草案とともに國民大會組織法及び國民大會出席代表選舉法を制定、國民大會は剿共繁務を理由として翌年十一月十二日に開催することとした。然るに民國二十五年十二月に突發したる西安事件は、蔣政權に一大轉機を與へ、制憲工作にまたもや幾波瀾を洶湧するに至つた。

西安事件は、一面國共合作による抗日戰線統一の契機たると共に、他面後述するが如く國民黨專政と蔣政權獨裁との強化を招來する機縁をなした。中國共產黨は、民心を獲得せんとして民主的憲法の即行を迫り、國民黨は一面民論に立脚しながら一黨專政の維持強化を計つた。この緊張裡に、民國二十六年(昭和十二年)二月十五日、南京中山陵にて三中全會が開かれた。そして劉紀支・潘公展等の提案にかゝる國民大會に關する修正案は中常會(中央常務委員會)に委付し、

同年十一月十二日國民大會を召開して憲法を制定することを決定した。周恩來は宋子文と同道、廬山に赴いて蔣介石と折衝、共產黨も三民主義を信奉する、しかし憲法は民主化すべきであると強要した。

國民政府は、四月二十二日中常會を開き、國民大會組織法及び代表選舉法を修正、憲法草案第四百六十六條を削除、同三十日立法院を通過公布された。即ち組織法第一條「憲法を制定し且つ憲法の賦與する職權を行使」すべき國民大會の權限をば「憲法を制定し憲法施行期日を決定」するに限局し、第十一條に「國民大會は會期完了し任務を終了したるときに閉會す」なる一條を追加した。從て「第一期國民大會の職權は憲法制定の國民大會をして行使す」なる憲草第四百十六條を削除して、國民大會をして憲法制定に止めしめることとした。政府主席林森は「國民大會法案修正の根本義」と題して「憲法制定大會は特設のものたるべく、憲法制定前に憲法に基づく職權を賦與するは妥當ならず」と辨明して、憲法は制定するも、これを實施するの誠意なきは蔽ひ得ざる所である。

次に代表選舉の候補は政府に於て指定すべしとする規定が、輿論の強硬なる反對あるに聽從して、自由立候補者に對する直接選舉を認めて官選主義を撤回したやうに擬装したが、從來國民黨中央委員のみであつた當然代表を候補中央委員にまで擴大し、また國民代表から二四〇名を特別指定する等の規定を設けて、純然たる中央代表を五〇〇名とし、之に官選代表を加へると、代表總數一、七〇〇名中、裕に過半數を占むるの制度とした。これまた林森が「自由選舉と人才集中の原則とを採擇して建國根本法の完成を期せんとしたものだ」と釋明してゐるが(同年五月三日中央黨部記念週)、國民黨專政の強化を目指してゐることは言はずして明かである。

かくの如き一黨專政態勢に對し、直に抗議するものは勿論中國共產黨である。周恩來は「我等の國民大會法規改修意見」を發表し、「國民大會招集は、國民黨が一黨政治を放棄する門出である、今次の國民大會を眞に民主化すべく修正

すべきである」と高調してゐる。かくして重慶國共合作は、三民主義を囑として抱合ひ、憲政問題を規つて達引きすべく、同床異夢の門出をしたのである。

憲法制定のため十一月十二日に招集豫定の國民大會の代表選舉は、七月二十日より三日間に施行することに決定、準備に着手した。司法院長居正は、六月七日「國民大會代表選舉に對する希望」を發表、「國民大會は全中國民族を一氣に聯合し動かすべからざる信仰と堅實なる意志とを以て三民主義の法治國家を創立するにあるのである。選舉は必ず正しき全國民の公意を反映せしめ得るものでなければならぬ」と高調した。その翌七月七日日支事變が勃發したので、十月四日國民大會を無期延期する旨正式に發表した。

憲政實施を名分として、領導權を爭取せんとするは、中共の虎視眈々たる野望であつた。故に九月二十二日膚施にて「全國同胞に告ぐ」なる宣言を發表した中にも「民權政治を實現し國民大會を招集開催して憲法を制定し且つ救國方針を規定すべきである」と高調することを忘れなかつた。

民國二十七年（昭和十三年）四月國民黨は臨時全國代表大會を漢口に開いて、抗戰建國綱領三十二條を採決し、その第十二條に基づいて民主政治實現の共產黨側の強要を緩和するため、國民參政會を設け各省より百五十名の代表を選出して一種の代議機關を作り、七月第一次參政會を開いて宣言を發したが、國民黨は專政勢力を保持せんとし、共產黨は民族統一戰線を以て民主制を促進せんとする、相互潜在抗爭意識の合作に出でたものに過ぎない。

ついで十一月中國共產黨は、擴大六中全會を延安に開いて緊急任務に關する決議を發表、今日の歴史的段階に於て「一黨專政」の國家制度の建立を許さず、新式の民主共和國即ち三民主義的新中華民國を創成すべきことを強調し、國民大會の即時招集・憲法の急速實施を主張した。

二 國共對立と制憲延期

この民國二十七年（昭和十三年）十二月十八日、汪精衛重慶を脱出、翌二十八年（昭和十四年）六月十日對蔣絕縁を聲明、正統國民黨を組織して第六次全國代表大會を上海に開き、和平の實現と憲政の實施とを宣言した。こゝに於て汪政權の和平憲政に對して、蔣政權は擬裝にもせよ抗戰憲政を促進するの必要に迫らるゝに至つた。即ち九月九日第四次國民參政會は「國民大會を招集して憲法政治を實行することを政府に要求すること」を決議し、憲政期成會（委員十九名、後に二十五名となる）が組織された。ついで十一月十二日六中全會は、「民國二十九年（昭和十五年）十一月十二日國民大會を招集し憲法を發布して立憲政府を成立すべし」と決議した。國民政府が專政獨裁強化を本心としながらも、國民大會の招集を決したのは、一は共產黨の執拗なる要請への姿勢と、一は汪政權との對抗意識の必要からの、己むを得ざる工作であつたのである。同六中全會の宣言に

『全國同胞は、總理の革命目的を認識し、民有民治民享國家を建設のため、三民主義と建國大綱の二要點を眼目とする將來の民國を創設すべく、此の國民大會を速かに招集せんとするの時に臨む』『之に由り憲政を實施せば、國本を鞏固ならしむることは元より、五十餘年末に互る本黨革命先烈と全國同胞の民國建設の犠牲的奮闘を無にすることなからしめ、國家人民久遠の福利亦必然之を端緒として齎らされるであらう』。

とある堂々たる立言も、畢竟支那的性格を象徴する政治擬裝に過ぎないのである。

民國二十九年（昭和十五年）三月三十日、國民政府南京に還都し、新政府十大政綱の六として、國民大會の招集と憲政の實施とを明定するや、重慶國民政府は、またまた之に呼應して同四月一日第五次國民參政會を招集し憲政問題を議したが、張君勱（國家社會黨）羅隆基（同）羅文幹（同）左舜生（國家主義青年黨）董必武（共產黨）鄒韜奮（人民戰線）王造時（同）等討論、

國民黨の陶百川之に應戦し、國共の對立甚しい。加ふるに何應欽・孔祥熙・張群等の政學系は、反共將軍と呼應して新に和平運動を起せるあり、終に結論を得ないので、蔣は「憲政實施に關しては未だ圓滿なる結論に達すること出来なかつたが、該草案と各人の意見とは之を一括して政府に送り、來る國民大會に於て最後の決定を爲すであらう」と閉會の辭を述べた。けだし蔣にしては、わが思ふ壺であつたかも知れないのである。

六月一日國民黨は「非常時期人民團體組織綱領」を公布、中國共產黨はまた延安宣言を以てソヴェエト運動様式の放棄を明かにすると共に、唯一の大衆獲得方法はひとり憲政運動あるのみと稱し、こゝに憲政問題を繞つて國共の民衆工作ますます熾烈ならんとするに至つた。

七月三日七中全會第四次會議にて、豫定通り國民代表大會の招集と憲法を制定すべきことを可決した。この會議は、和平抗戰の對立激化したること別章記載の通りで、今後の事態もとより容易なことではないのである。果然八月より九月に入るに及んで、共產黨の追撃いよいよ急に、もし豫定通り國民大會を招集すれば、會議は中共側の思惑通りに利用される形勢が明瞭なので、本年九月二十五日終に現下の戰時情勢並に準備不充分の理由の下に、無期延期することに正式發表するに至つた。十月二十二日に至つて、國民大會準備委員會組織條例を公布し、同三十一日主任委員蔣作賓・副主任委員葉楚傖、その外陳立夫・張群・王世杰・魏懷・周鐘嶽等七名の委員にて、大會開催一切の準備計畫に任ずることとなつた。

第四章 南京國民政府の立憲運動

昭和十三年十二月十八日、汪精衛重慶を脱出して佛印に入り、和平建國の聲明を發した。氏は第七次聲明（昭和十四

年七月十日）に於て、

『余は當初蔣介石先生を余と同心者なりと考へてゐた。殊に民國二十年十二月、蔣が國民政府主席を辭職後、「國民に告ぐ」といふ一篇の書を見て、蔣亦我と同心なるを認め、誠心誠意蔣との合作を決意したのであるが、四年の歳月を経て、自分は漸く其の意見の合はざるを覺つた。』

と告白してゐる。けだし西安事件を契機とせる容共抗日の態勢に、漸く慷慨たるものがあつたやうである。

八月上海に正統國民黨六全大會を開き、國民黨政綱第七に「國民大會を招集し建國の大計を商議討論す」第八に「政府は憲法草案を起草し之を國民大會に附して審議し政府に於て公布實施す」と規定し、純正三民主義による憲政の實施を公約した。汪精衛が十月十日中華日報に「中華民國の新生活」なる論文を發表して、

『中華民國の新生活の内容は如何なるものであるか。それは最近の六全大會に於て明白に指摘せる如く「和平の實現・憲政の實施」に外ならない。和平の實現は對外的であり、憲政の實施は對内的である。和平の實施に依て國家の危亡を救ひ、憲政の實施に依て人民の束縛を解くのである。人民の束縛を解かなければ、國の危亡も救はれない。』

と喝破せるもの、克くその志向を覗ふに足るのである。

昭和十五年三月三十日、國民政府還都宣言を發して「和平の實現と憲政の實施との二大方針は、中央政治會議に於て慎重に決議せられたる所にして、國民政府は右方針を堅持し、誓つて之が實現を期せんとす」と高調した。そして新政府十大政綱第六に「國民大會を招集し憲法を定め憲政を實施す」と明定し、

『還都後の國民政府は、中國々民黨以外の各黨各派及び社會上重望の士等人材を登用組織せる中央政治委員會を以て最高政治機關として憲政時期への過渡辦法となし、一方可及的速かに國民大會を招集、憲法を發布して憲政を實施すべく、憲政實施籌備委員會を組織して之が處理に當らしむ。』

と政治方針を公表した。

五月十六日、中央政治委員會第七次會議に於て「憲政實施委員會組織大綱」が決定し、國民政府は即日公布施行した。六月二十七日、中央政治會議にて委員の人选が成つた。委員長は汪主席、當然常務委員は五院々長、常務委員褚民誼・江亢虎・陳群・繆斌・王熙和・趙毓松・李聖五・湯爾和・徐勤、外に委員十八名である。その翌二十九日、國民政府大禮堂に於て成立典禮を舉行、汪主席時局に對して起死回生以て民生をして保障を獲得し民力を發展せしむべしと訓示し、委員を代表して繆斌氏答辭を述べた。こゝに抗日戰線の統一に惱み、共產黨に對して獨裁を固守しながらも、勢に従つて憲政の實施を擬装しつゝある重慶政權に對して、和平建國と憲政實施とを二大方針として、東亞新秩序の一翼を分擔せんとする南京政權は、敢然として憲政實施の準備に着手したのである。そして本年九月十二日、汪代理主席及び五院々長連名を以て正式に「中華民國三十年一月一日國民大會を招集し憲法を制定し且つ施行期日を決定することを定む」と發表したのである。

第五章 孫文遺囑と憲政

一 五五憲草と孫文遺囑

重慶國民政府の制憲工作の基礎は五五憲法案にある。南京國民政府に於てもまた、本年七月二十九日憲政實施委員會開發式に於ける汪主席の訓詞によるも同様である。

五五憲草は、第一章總綱・第二章人民の權利義務・第三章國民大會・第四章中央政府・第五章地方制度・第六章國民

經濟・第七章教育・第八章憲法の施行及び修正の八章全文百四十八條（後修正して百四十七條となる）から成つてゐる。而してその前文に、

『中華民國國民大會は全國々民の付託を受け中華民國を創立したる孫文先生の遺教に遵照し此憲法を制定して全國に頒行し永く感遵はんことを矢ふ』

と宣言され、また立法院々長孫科が、憲草議訂の經過を公表して、

『抑も五權憲法は總理孫文の遺教にして、吾人が憲法を起草するに當りては、必ずや憲政制度上之を以て唯一の準繩とすべきものとす。』と説明してある通り、憲草は一般に孫文の遺教に根源してゐるのである。孫文の遺教とは、民國十四年二月二十四日、孫文客死の直前、國民黨員へ遺囑した左記の絶命詞をいふのである。

『余、力を國民革命に致すこと愛に凡そ四十年、其の目的は中國の自由平等を求むるに在り。而して四十年の經驗に依り、此の目的を達成せんと欲せば必ず克く民衆を喚起し、且つ世界に於て平等を以て我民族を待つものを聯合し、之と協同奮闘するの要あるを知れり。現在、革命尙ほ未だ成功するに至らず。凡そ我同志は須く余の著す所の建國方略、建國大綱、三民主義及第一次全國代表大會の宣言に依り繼續努力し、以て之が貫徹を期すべし。最近の主義たる國民會議の開催及不平等條約の廢除は、殊に最短期間に於て之を實現するを要す。之れ至囑するところなり。孫文』。

これは汪精衛が筆記し、宋子文以下九名が證明者として署名してある。

故に制憲は、建國方略・建國大綱・三民主義及び第一次全國代表大會宣言に基づく工作に外ならない。左にその各項を要説する。

二 建國方略

「建國方略」は、心理建設・物質建設・社會建設の三篇から成つてゐる。物質建設は實業計畫と割註してゐる通り、新支那經營に關する實業計畫であり、社會建設は民權初步と割註したる會議制度の説明に過ぎないから、憲政上直接の關係はない。たゞ心理建設は、いはゆる孫文學說として哲學思辨界に一石を投じたものである。結論は左記の孫文の誓に盡きてゐる。

「孫文、正心誠意、衆に宣誓す。之より去舊更新、自ら立つて國民となり、盡忠竭力、中華民國を擁護し、三民主義を實行し、五權憲法を採用し、務めて政治を修明し、人民を安樂にし、國基を永固に措き、世界の平和を維ぐ、此誓。」

これが即ち憲政の基礎である。たゞいはゆる孫文學說として「之を知るの難きに非ず之を行ふこと惟れ難し」といふ傳悦以來の支那思想が國民を萎靡させたものだとして、別に「行易知難」の説を高調したのである。支那人の中では、この説を孫文哲學の最高峰であるやうに禮讚してゐるものもあるが（延安抗日大學に於て三民主義を講義してゐる艾思奇は「解放」第三十三期に「これが中山先生の哲學思想中最も重要で最も貴い要素である」と説いてゐる）、心理建設を熟讀して見ると、それほど深遠なる眞理を究めたものではなく、畢竟、三民主義その他の革命理論が、支那民衆は勿論革命同志の間にさへ理解を得られないのに慨して、自説の知悉を熱求するためにこの説をなしたに外ならないと思はれる。

三 建 國 大 綱

「建國大綱」は、民國十三年四月十二日孫文自書による憲政の基本方策二十五ヶ條を規定したものである。その要項は次の通りである。

一、國民政府は革命の三民主義及五權憲法に基きて中華民國を建設す。

五、建設の順序を分ちて三期とす。一を軍政時期と云ひ、二を訓政時期と云ひ、三を憲政時期と云ふ。

二十二、憲法草案は、建國大綱及訓政憲政兩時代の成績に鑑み、立法院に於て制定し、隨時民衆に宣傳して採擇施行の準備を爲す。

二十四、憲法の發布後に於ては、中央の統治權は國民大會に歸屬して之を行使す。國民大會は中央政府の官吏に對し、選舉權・罷免權を有し、中央の法律に對し、創制權・複決權を有す。

二十五、憲法頒布の日は即ち憲政告成の時にして、全國々民は憲法に依り全國大選舉を施行す。國民政府は選舉終結後三箇月にして解職し、政權を民選の政府に讓る。茲に於て建國の大功は即ち完成す。

この建國大綱には、宋慶齡夫人が「孫中山先生の建國大綱二十五條は實に三民主義・五權憲法の基礎である。而して國家長治久安の至道である。並びに民國開創の寶典である」と跋文を叙してゐる通り、憲法制定の本旨と手續とが最も明確に簡叙されてゐる明文なのである。

四 三 民 主 義

「三民主義」は孫文の主唱したる支那革命の指導原理であり、國民政府の政治原則であり、その著「三民主義」は國民黨の聖典とせられるところのものである。孫文自叙傳には「倫敦遭難の後……三民主義主張の由つて完成する出發であつた」とある。中山が倫敦で拘禁されたいはゆる遭難は、一八九六年（明治二十九年）十月十一日、釋放されたのが二十三日だから、この頃彼の三民主義の構想が成つたものと思はれる。しかしその根本思想である而して今尙ほ新支那を指導しつゝある思想の「民族主義」は、彼の自叙傳に「私は乙酉（一八八五年）清佛戰爭に於て支那が敗れた年から「清朝倒すべし民國創建せざるべからず」と深く志したのであつた」とあるのを見ても、孫文の少年時からの革命思想であつたことがわかる。彼は一九一一年同盟會の宣言にも三民主義を高調し、爾來革命を指導するに造次この言を以

てせざるはなかつた。

「三民主義」の孫文自序によれば、前述したる建國方略の出版後、國家建設の起草に着手したが、民國十一年六月十六日陳炯明觀音山の亂によつて、草稿の全部を灰燼に歸したので、改めて毎週一回講演を爲し黃昌毅をして筆記させたもの即ち「三民主義」である。三民主義とは、民族・民權・民生の三主義の綜稱であるが、その要旨は次の數點に歸する。

- 一、**民族主義** 對内的には國內諸民族の平等を確保し、對外的には民國の完全なる國際的獨立の確保即ち支那民族の列強帝國主義からの解放である。
- 二、**民權主義** 國家主權は國民に在りとするいはゆる國民主權主義を基礎とし、そのうち「能」は政府に與へてこれを「治權」と呼び、立法・司法・行政の外、考試・監察の五權を行使せしめ、「權」はこれを國民に留保して「政權」と稱し、國民大會をして、選舉・罷免・創制・複決の四權を直接行使せしめる。官吏を選擧し又は罷免し、法律を制定し又は改廢するの權能である。
- 三、**民生主義** 具體辦法としては「地權平均」と「資本節制」との實踐である。地權平均とは、地主をして地價を自由申告せしめ、その高價なものは高稅を課し、その低價なるものは政府に於て買收し、漸次土地所有の平均を計らんとするもの、資本節制とは、大資本を要するものは政府の直營とし、資本の集中を制約せんとするのである。

以上三主義を綜合して三民主義と稱するが、孫文の自叙傳・革命の經過並に孫文の言論に徴するに、例へば「民報發刊詞」に、

『余惟ふに歐米の進化は凡そ三大主義を以てせり。曰く民族、曰く民權、曰く民主之れなり。羅馬亡ぶるや民族主義興る。而して歐米各國は獨立し、專制の威行はれて庶民其苦に堪へず、則ち民權主義は起れり云々』
とある世界史觀より、同盟會宣言に、

『故に本會の主義は、民族の後に民權と民生とを加ふ云々、從つて我黨の責任は民族主義に卒るものに非ず云々』

とある革命程序に照しても、民族主義が第一の根源である。而かも「韃虜を驅除し中華を恢復し」と同盟會の誓約にあるが如く、倒滿興漢から出發してゐることは明白である。この史觀は三民主義を正解する上に於て重要なことである。

五 第一次全國代表大會宣言

「第一次全國代表大會宣言」は、民國十三年(大正十三年)八月二十九日に發表せる歴史的のものである。中國の現状・國民黨の主義・國民黨の政綱の三項より成る。一は立憲派・聯省自治派・平和會議派・商人政府派等を空論とし、國民革命と三民主義の實行を以て救國唯一の道と説く。二は即ち三民主義を最も明確に宣明せる基本的理念で、三民主義を論難するもの常にこれに依據しなければならぬ。三は對外對内の兩政策を列擧す。このうち對内策は、制憲上の細目に屬してゐる。

六 五權憲法

「五權憲法」は、孫文遺囑中には明示されてないが、以上の諸説の中に當然包括され、しかも憲法上の重要思惟に屬する。即ち三民主義中の民權主義で説明した通り、立法・司法・行政の三權分立の外に、支那傳統の政治思想も取入れて、考試及び彈劾權を獨立させて、五權の分立を認めようといふのである。これがために孫文は「五權憲法」と題して特別なる講演を試みてゐる。

第六章 三民主義と政治原理

一 序 言

三民主義が孫文主義の中心思想であり、國民革命の指導精神であり、現代蔣汪兩政權の政治原理であるにかゝはらず、これに對する論難は、ひとりわが國のみならず支那内地にも少なからずある。その直曲いづれにあるにもせよ、歴史的事實としては、儼として現代支那に脈動する政權興亡の護符的思辨たる以上、思想的にこれを無視しては、支那を正解して新東亞の建設を進めるわけにはいかぬ。こゝに現下の憲政問題を考査する必要上の略解を註して置く。

二 三民主義抹殺論

由來三民主義抹殺論は少くない。次にその五六の例を摘示して見る。

『支那一流の共產主義が三民主義中に説いてあるからして、今回のやうに國民政府は共產軍とグルになり得るのである。何分三民主義の全體の精神を考へてみると、物質的・現實的の方面に着眼することが多くして、理想的・精神的方面は殆ど全く看却されて居る。』(井上哲次郎氏「東洋文化と支那の將來」)

『要するに三民主義の缺陷は、全く支那の傳統思想を切り離され隔絶したところの思想體系であるといふこと、さうして其の實現手段に就て十分の要意が整へられて居なかつた、かういふ點にあると考へる。』(教學局日本諸學振興委員會研究報告第七篇中、神川彦松氏「三民主義の批判」)

『徹底的撲滅攘除すべきは蔣政權にあらずして三民主義にあり、三民主義はよろしく東亞の天地より滅除すべし。新支那更生の直接原

理は、必ずや之を王道に求めざるべからず。』(「日本及日本人」昭和十四年九月號、田崎仁義氏「新東亞建設と三民主義」)

『支那國民黨及びその政府の排日侮日の政策は、單なる統一國家建設の手段として案出實施されたるにあらず。それは三民主義そのもの、論理的必然の歸結である。支那を討たんと欲するものは正に三民主義を討つべきである。』(「大亞細亞主義」昭和十二年十一月號、鹿子木員信氏「對支思想作戰、三民主義爆破」及び「臺灣地方行政」本年八月號、同氏「東亞新秩序の理念」)

『三民主義は西洋思想であり、新民主義は東洋思想である。新民主義が、孫文の誤を正して黄河文明を採用し、何よりも先づ反共の旗を掲げて、日本と其態度を一にし、漸次三民主義を克服して支那四億の民衆を救はんとするは、尤も妥當の態度と云はねばならぬ。』

(「反共情報」本年三月號、五來欣造氏「三民主義と新民主義」)

『本來民生主義は共產主義なのであり、三民主義の容共方針は其の最初からのことである。かゝる主義を固持するが故に、蔣介石政權は、之を粉碎殲滅しなければならぬのである。』(淺野利三郎氏「三民主義思想發達史」)

『民生主義の思想的根柢は共產でございます。抗日容共といふことを申しますが、この容共の思想は、三民主義の中の民生主義の中に、初めから含まつて居る思想でございます。』(宇野哲人氏「新支那の指導精神」)

『今日支那に共產黨の續行する所以、恐らくは三民主義が其の導火線の役目を勤めつゝある爲めであらう。三民主義を強調して共產主義を排除せんとするは、前門狼を塞ぎて、後門虎を進むるの類たるを知る。』(蘇峰生、東日 本年四月二十二日「樂閑莊雜音」及び同五月二十四日「最近支那共產黨史に就て」)

『孫中山が、三民主義を講演して居る時代には、恰度聯俄容共政策を實行して居る時であつたので、出鱈目に各種の思想をとり混ぜたのである。故に三民主義は一個の主義ではない、唯一個の政策たるのみである。』(櫻城氏「新民主主義の立場より三民主義を批判す」)

二 三民主義論の再審

凡そ此等の論難は枚擧に遑ないが、これを要約するに、その主眼は左の三點に歸するやうである。』

一、三民主義は西洋思想で、東洋思想殊に王道政治即ち徳治主義に反する。

二、三民主義なかんづく民生主義の本質は共產主義で、支那の社會生活を破壊し東洋の平和を脅威する。」

三、三民主義が日支事變の思想的要因で、これを克服しなければ東亞の新秩序は建設されない。

この外三民主義の學術的價値その他についての論難はあるが、次に前記三點についての略解だけを試みる。

第一に、三民主義がいはゆる西洋思想、即ちナショナルリズム・デモクラシー並にソシアリズムを骨子としてゐることは否めない。しかし支那思想との關連性についても三點から推理しなければならぬ。その一は、支那の固有文化中に孫文のいはゆる西洋思想と共通の思想的要因の可なり胎在してるといふことである。その二は、支那文化の至寶とするいはゆる王道は、王通も「甚矣王道難行也」と道破した通り、實は一度も實現したことのない政治理想であつて、その方法論としての實踐部面には、いはゆる西洋思想中にも却て幾多の規範を發見し得るといふことである。その三は、孫文は決して一學究ではなく、革命政治家である。政治家が五千年の傳統を有する四億の民衆をば、借り物の西洋思想だけで政治し得ると考へるほど單純で迂闊だと考へられない。理想主義者の彼自身は、西洋思想の攝取に深入りした観はあるが、これを支那「救國」の政治指導原理として、民族的の「信仰」であり「力」であると宣布せんとするとき、それは支那思想の根柢の上に建設しなければならぬ必須性を決して閉却はしなかつた點を見落してはならぬといふことである。しかし支那學に造詣の餘り深くない彼は、恐らく戴季陶その他の助言を容れて支那文化を高調するに勵めたのであらうが、生硬であり不調和であり未成熟のものであつたのは免れ難いところであつた。

第二に、三民主義殊に民生主義は共產主義であるといふことは、孫文の民生主義の講述中に「民生主義は社會主義でありまた共產主義とも名つける、即ち大同主義である。」「共產主義は民生の理想であり、民生主義は共產の實行である。」

といふ有名なる解説を試みてあること、晩年に於ける容共聯俄の政治的行動とから、殆ど無批判的に是認されてゐる。しかし現象に囚はれて實在を見失つてはならないのである。その一は、三民主義を正解するのに、支那の政治的行動である外交政策と混線してはならぬことである。その二は、共產主義なるもの、本質を充分に理解することである。その三は、三民主義殊に民生主義の根幹を卒直に認識することである。

孫文の外交政策並に彼の民生主義論については、今こゝに詳論することを見合わせる。實を言へば、彼自身も「共產主義」をよく理解してなかつたとさへ思はれる節が少くない。よし彼の講演中に、屢々共產主義に言及してあつても、そんな未成熟な一言一句などは空論の押問答を出でない。それは恰も彼が「私の獨創である」とくりかへし主張しても、そのまゝには受取れないのと同様である。國民黨の政綱としての民生主義は、一全大會宣言に明示されてゐる。その最要原則として制約されてゐるものは、地權の平均と資本の節制の二つで、それは資本主義の修正を企圖する社會政策に外ならない。なるほどその基底には平等思想乃至均分思想が流れてゐる。しかし平等思想は、周易にも「天の道は盈るを虧きて謙きを益し、地の道は盈を變じて謙きところに流し、人の道は盈るを惡んで謙きを好む」とあるやうに、もともと支那思想であつて、それは儒家の經濟思潮にも現はれ、方法論としては孟子の井田制度案なども唱へられてゐる。元來孫文の民生主義の講演自體は、モウリス・ウイリアム氏「孫逸仙對共產主義」によると、彼氏が一九一九年に出版した「歴史の社會觀」を殆どそのままに承述したもので、その主眼は、マルクス主義・ボルシイヴィズム・階級闘争等に對する否認にあつたものとさへ言はれてゐるのである。現に彼の講述にも、

「貧富不平均の社會に在つては、當然マルクスの辦法を用ひ階級闘争を提唱して、打つて之を平かにしなければならぬ。だが中國の如く産業の尙ほ未發達のときに在つては、マルクスの階級闘争や無産者の専制は不必要である。故に我等は今日マルクスの感を受く師とすれ

ばそれでいゝのだ、マルクスの法則を用ふるの不可なのだ。」と明かに共産主義の侵入を拒否してゐるのである。

地権平均及び資本節制の二政策は、平凡なる社會政策でそれが憲章にも明定されてゐるが、實はそれさへも支那の實際社會には殆ど實現不可能の理念に過ぎないのである。故にそれ以上の共産主義的理論などは、畢竟空論に過ぎないので、その空論の論難に囚はれて三民主義の實在を見失つてはならない。周佛海氏は、その著「三民主義の理論的體系」で「民生主義は地権の平均と資本節制の如き漸進的平和方法によつて、共産主義的理想を達する主義である」と述べて、と角共産主義との結付けによつて思辨の高度化に努めてゐるが、これも空論に過ぎないことで、政治の現實性とは極めて縁遠い。況んやそのいはゆる共産的理想なるものは、孫文に従へば「大同主義」であつて、たとへそれが儒教としての正閏の論はあるにせよ、支那古代政治思想の同根に歸するものがあるのである。

第三に、三民主義が蔣政權によつて排日教育の基本思想となり容共抗日戦線の指導理論となつてゐることは事實と見てよい。しかしその根因を爲すものは、いはゆる民族主義の排日的動向に外ならない。民族主義それ自體は、近代國家の世界的思潮で、現に日本でも、ドイツ・イタリーでも、その國家思想の核心を爲してゐる。支那にあつても、その淵源極めて悠遠なるものがあつて、近代に至つては内外の情勢から孫文の革命主義に主張されてゐる通りその必然的思想であつて、北一輝氏などは「支那革命を啓發せるものは、新興日本の國家民族主義である」(支那革命外史)とさへ史論してゐるのである。故にいかに三民主義を論難するものでも、民族主義それ自體を抹殺するやうな自惟は認められない。その抹殺さるべきは、たゞこれが運用即ち政治的動向にある。活人劍たらしめずして殺人劍たらしむる點にある。活殺手練の罪であつて劍の責めではない。

孫文の三民主義中には、排日の志向を存してない。それだから民族主義を唱へた孫文は大亞細亞主義をも唱へた。支那民族主義があればこそ、わが日本民族主義と統合することによつて、大亞細亞民族の自覺に味到し、東亞共榮圏の一翼を分擔するの信仰と力を生ずることが出来るのである。「外交時報」(本年十一月十五日號)に「素朴な民族的感情に理性の洗禮を與へ盲目的に狭い分野に迫込まれた排日抗日の意識を、もつと大局的見地から、強くアジアの興隆、東洋の和平にまで、轉換し展開せしめることに傾注せなければならぬ」(及川儀右衛門氏「新支那建設の指導理念」)また「事實強烈なる民族意識なきところに於ては屈服や從屬はあり得ても、民族の協力と提携による新秩序の建設は期待され得ないし、また民族の解放もあり得ない」(難波紋吉氏「支那民族意識と東亞聯盟」)とあるのは、ともに正しい見方である。

四 三民主義の政治指導性

これを要するに、三民主義を三個の主義に分解して、その各項の哲學的合理性を客觀究理し、或は單に支那古代思想を主觀訓誥して、支那政治思想の新展開を思辨しても、それは時務に益する所大なりとは思はれない。三民主義は、孫文のいへるが如く「救國主義」なのである。五千年の老來、國力振はず民心興らず、殊に清末阿片戦争以來列國争牙の國勢に慨して、撥亂反正、近代支那を昂揚せる革命指導原理であつたその歴史的生命力を見通してはならぬ。故に、

『三民主義そのものを支那の民族運動と切り離して批評することではなく、三民主義の發生、發展の基底を流れてゐる支那の民族運動そのものを、何等かの形で理解し把握するといふことにあるのである。』(尾崎秀實氏「現代支那論」)

『孫文は歐米流のそれと支那傳統上の社會意識とを結合しようと試みたところに、彼の新しいジェネレーションがあつた。彼の三民主義は、支那社會史・支那思想史の批判の上に初めて成り立つてゐる。三民主義は孫文一個人によつて成つたものではなく、永く深い歴

史の結果なのである。』(「東亞解放」本年四月號、藤原定氏「三民主義の歴史的基礎」)

『三民主義は即ち救國主義なのであります。この根本の立場を理解せずして、哲學的の陣營・社會科學的の段階・所説の矛盾撞着などを論ずるのは酷である。』(河野密氏「孫文の生涯と國民革命」)

等々の所説に、却て耳を傾くべきである。従つてまた安岡正篤氏が、

『一體理論といふものはいくらでもあるが、指導理論などといふ便利なものは決してありはしない。あれば必ず然るべき人と天の時と地の利とを得た結果である。いかなる理論も、人を得ず時を得ず地利を得ずして指導理論にはならぬ。マルクシズムもマルクスなる人物とその徒、あの當時の歐洲社會事情と、マルクスの境遇とが相待つて熱を上げたのである。御都合主義の學究輩が集まつて、××イヅムなど唱導しても、何の力があらうか。三民主義にしても、孫文とあの時代と支那の實情とが投合して、始めて指導性を帯びたので、切り離して抽象的に用ふれば何でもない。』(「東洋思想研究」本年九月號、「次に來る者」)

と説いてゐるのは、卓見だと言はねばならぬ。

三民主義の政治指導性は、嚴然たる歴史上の事實であり、最早や單なる講壇上の教説ではない。故に孫文自叙傳にあるが如く、明治二十八年以來の彼の思索に代り、少くとも辛亥以來二十年の革命史實に比適すべき、新たな歴史的民族運動の展開のなき限り、その政治指導性は將來にも權威し、従つて憲政の中心思想として標置されるであらうと思はれる。固よりその主張も、東亞共榮圏の必然性に妥當せざる部面あらば、好むと好まざるとを問はず、自ら解體さるゝであらう。また新民主主義といひ大民主主義といふも、訓詁的觀念論にさへ偏執さへしなければ、理論及び實際上固よりこれを包攝統合して何等の差支へがない。況んやまた汪精衛は、昨年十一月二十三日上海汪公館を訪問したる軍報道部主任幕僚三十餘名に對して「三民主義の理論と實際」と題して講演し、

『三民主義の特質は、民族主義は中國固有の平和思想から生じたもので、根本的に排外的意味を有しない。民權主義の主張は全體の自

由で個人の自由ではない。孫先生の民生主義は階級合作を主張するものである。』

と力説した。世にいはゆる「純正三民主義」とは即ちこれであつて、建國和平の政治原理として妥當するものといふべきである。支那は自由獨立の主權の下に、自らの政治原理を究明して自らの憲法を制定し、自らの政體を確立するの自由を有する。たゞその政治の運用と動向とに、新東亞創造の民族的道義的自覺を必要とすることは、絶對至上の歴史的制約であるのである。

第七章 憲法草案と國體

一 國體に関する憲政史

五五憲章第一條には「中華民國は三民主義共和國とす」、第二條には「中華民國の主權は國民全體に屬す」と規定して、國體を明かにしてゐる。憲法に國體を規定せる例は、ドイツ系憲法に多く、バイエルン・サクセン・プロイセン・オウストリア等ある。現に現ナチス・ドイツは、一九一九年八月十一日發布のヴァイマル憲法を修正襲用してあるが、その第一條「ドイツ國は共和國とす、國權は國民より發す」なる規定は、そのまゝ現行されてゐるのである。

國體に関する支那憲政史を見ると、「憲法大綱」には「君上大權」なるものを明定し、「憲法重大信條」には、第一條に「大清帝國の皇統は萬世不易とす」と規定し、立憲君主國たることを明かにしてゐる。しかしながら辛亥革命後は、例外なく主權在民の國體を明示せざるはない。即ち「舊約法」第一條には「中華民國は中華人民に由て之を組織す」第二條には「中華民國の主權は國民全體に屬す」とある。いはゆる「天壇憲法」も第一條に「中華民國は永遠に統一民主國

とす」と規定し、袁世凱のクーデターによつて成れる「新約法」も國體に關しては舊約法を變改するをし得なかつたし、いはゆる「曹錕憲法」も天壇憲法を踏襲して、「段祺瑞憲法」に至り始めて第一條に「中華民國は永遠に民主共和とす」と「共和國」なる國體の名分を明示したのである。

民國十三年四月十二日孫文は「辛亥革命より今日に至る迄に吾等の獲得したるものは何ぞや僅かに中華民國なる一空名のみにあらずや」と喝破して「建國大綱」二十五ヶ條を發表し、その一に「國民政府は革命の三民主義五權憲法に本つき以て中華民國を建設す」と宣言し、有名なる遺囑の後、立憲工作は「建國大綱」を離れて考へられなくなり、「中華民國訓政時期約法」も、その第二條に「主權在民」の趣旨を、第三條に「共和國」の名分を明示して今日に至つてゐる。民國二十三年十二月十四日、國民政府が立法院議訂の憲法草案を全體會議の議に付するや、同會議は「中華民國憲法草案は總理孫文の三民主義を遵奉し、以て民有民治民享の國家建設を期すべく云々」と決議して之を中央常務委員會の審議に付し、同委員會は修正原則五項を決定したが、その第一項に「中國革命の歴史的基础を尊重せんが爲めに三民主義建國大綱及び訓政時期約法を以て憲法草案の基礎とすべきこと」と明定し、こゝに五五憲草の第一條が明定されるに至つたので、すべて歴史の制約に基づく。故に「三民主義共和國」と「主權在民」との國體原則は、今後の立憲工作に於ても容易に變改されることはあり得ないであらうと思はれる。

二 國體とソ聯憲法

しかし本條文については、日支とも論難が少なからずある。或はこれをソ聯憲法と比較してその近似性を高調する者に金鳴盛氏の如きがある（『民族』民國二十五年九月號）。同氏の解説は特異のものであり、且つ共產黨との關聯に於て参考

となるを以て、左にその要點を譯載する。

『中國とソ聯とは、世界上の大國にて人文制度頗る關聯がある。且つ兩大民族は同様に反侵略主義の旗幟の下に困苦奮闘しつゝあり、その革命的情緒と經過にも相共通するものがある。』『兩大國の嶄新なる民主憲法の開始は、世界今後の文化の進程に對して、遠大悠久なる影響を及ぼすべきことを信ずるのである。こゝに兩國憲法草案の公布の初に當つて、その異同を比較して得失を論評して見よう。兩國憲草規定の類似せるもの左の四點である。』

として、國體・經濟制度・人民の政權・憲法の改修の四點を擧げてゐるが、國體に關しては次のやうに説いてゐる。

『國家の性質に關し、兩國とも明白なる規定がある。わが國憲草第一條には「中華民國は三民主義共和國とす」とあるが、ソ聯憲草第一條にもまた「ソヴェエト社會主義共和國聯邦は工農社會主義國家とす」と規定してある。三民主義と工農社會主義とは、均しく國家の性質を表するものである。凡そ國家の政治組織と經濟施設とを憲法自體に明記したるは、均しく主義を遵奉するを最高原則となきんとするものである。かくの如く國家體性を明定するは、一九一八年ソヴェエト・ロシア憲法に始まるので、從來の各國成文憲法にはない。最近一九三一年スペイン憲法に始めて、この例がある。』

本條の規定は、簡約に、一國立國の根本を顯示してゐる。革命進程中に、主義を把つて一個國家の體性を限定せるは、自然に是れ極めて意義あることである。工農社會主義は、いはゆる共產主義である。その内容と三民主義とは、同一ではないが相通する點がある。總理は「民生主義は共產主義であり社會主義である、故に共產主義は民生主義と衝突せざるのみならず、一の好朋友である」（民生主義第二講）「共產主義は民生主義の理想であり、民生主義は共產主義の實行である、故に兩主義には差異なく只方法を異にするだけである」（同上）と説いて居る。共產主義は、元來經濟方面に着眼してゐるから、特に民生主義と關係が深い。ソヴェエト・ロシアが經濟政策を採用した後は、その經濟上の施設は尤も民生主義と近似して來た。

民族主義に至つては、ソ聯は常に「勞働者に祖國なし」を以て世界革命の標語としてゐるが、民族國家の組織は、國際競争の劇烈なる現代に在りては、資本主義國家の侵略を防制するに必要缺くべからざるものである。ソ聯五ヶ年計畫の民族工業の振興、國防工程と軍

事訓練の進歩とは、正に民族主義が着々として成功しつゝあるを示すものである。憲法草案には「祖國を保衛するはソ聯各公民の神聖なる義務なり」(第一三三條)と規定してゐるのは、共產主義も實際に於て民族主義と絶縁することの不可能なることを示す。況して民族主義の最終目標は、是れ世界大同で、共產主義の標榜する世界主義とその意義は相通する。

民権主義の意思は、國家政治をば全體人民をして共管せしめんとするに在る。ソ聯邦法の規定する所、實は我が國民權主義と甚しき差異はない。

兩國の憲草は、國體に關し既に均しく主義的制限を規定してゐる。故に兩國の憲政開始後、政黨の地位は普通政黨政治の情形とは同一でない。共產黨が政治を操縦するは、必ず我が國の國民黨が政治を指導すると同様であるべきである。共產黨の組織については、ソ聯憲草に明文(第一二六條及第一四一條)あるが、中國國民黨の政治上の地位に關しては、我が國憲草に明文を掲げてないが、此の點は違つてゐる。

以上の如く、いさゝか誇張はされてゐるが、示唆に富む所論もあるのである。

三 三民主義國體の論難

三民主義を以て國體の本義となせる點に關しては、非國民黨員の甚だしく論難する所である。その最たるものは中國共產黨で、三民主義は國民黨の政綱である、一黨專政にあらざる限り、一黨の政綱を以て國家の體制と爲すは失當であるといふ點に關しては、非共產黨員からも可なりの共鳴者ありと見なければならぬ。諸青來氏は、民國十六年二月已に「三民主義商榷」を著して、

『各國の政黨政治運動に従事するに、黨綱と政策とを標示して他黨と對峙す。一般民衆は、之を検討して從否を決するのである。故に黨綱政策未だ決定せざるうちは、長期の研究と多數人の討論とを経て準則を定めなければならぬので、輕々に政治運動に従事すること

を容さない。而して黨綱政策は、多く一時の必要に應ずるためのものであるから、情勢に隨つて變遷することあり、固より主義なるものと同一ではない。いはゆる三民主義は果して主義と稱するを得るか、吟味を要するのである。抑も救國の道は多端にして、中山は自ら三民主義は救國主義で、他の主義を奉じては救國するに足らずと信じて居るが、中國人民は何人も祖國を救はんと欲して居るが、其の信奉する所は固より三民主義を唯一の準繩とはして居らない。中山は、同胞にして救國せんと欲するならば、三民主義を信仰するに非ざれば不可なりといふ。嗚呼！中山は、只己有るを知つて人有るを知らず、ソ聯に倣つて以黨治國以て思想言論の自由を禁錮せんとしてゐる。』

と痛論してゐる。而して後述するが、同氏は汪政權の制憲準備委員の一人であるのである。

日本の論壇にも、往々これに類する説を見る。

『國民政府の遷都といふ形式をとり、更正國民黨の指導原理は三民主義であることが宣言されてゐるために、輕卒なる人々は、三民主義が新生支那の指導原理たるべき思想體系であると考へてゐるやうであるが、それは重大な過誤である。三民主義は、飽くまでも國民黨のものであつて、國民黨は決して新生支那の唯一の黨ではない。それを超克發展せしめた興亞の新理念こそ、全支那の指導原理として完成されねばならない。』(「理想」本年七月號、藤枝丈夫氏「現代支那思想界の諸分野」)

といふが如きはこれである。

以黨治國が政治の信條である限り、蔣政權は中國共產黨を除けば、國體の本義を三民主義に置く點には、多く異論はないであらう。多少の疑義はむしろ全民政治を標榜し而かも國民黨がその指導權を把握せんとする汪政權内にあるやも知れぬ。殊に北支に成育せんとする新民主義が、一政黨にまで發展することありとしたならば、或は論争の一焦點となるやも知れないのである。これは多分に、北支の特殊地域制が如何なる進路をとるか政治動向と關連して注目すべき一課題であらう。

四 共和制國體の論議

新支那が、憲法上の明章にも共和制を規定せんとするいはゆる建國大綱は、已に歴史的制約なりと見て可なりである。しかしこれにも論難が加へられて居る。例へば、

『一體支那のやうな歴史有る國で立派な共和政體を立てることが、果して可能でありや否や、餘程疑問である。もし北支五省を一帝國として建設するならば、孔子七十七代の孫衍聖公孔德成を擁立して皇帝とし、立憲君主政體とするより外ない』(井上哲次郎氏『東洋文化と支那の將來』)

『中國固有の文明及思想といふは果して如何なる内容を指すか。けだし支那君主制の歴史及其觀念を、其主要なる要素と爲すであらう。此等の諸陳述及び歴史上の事實、支那の國情及び社會上の諸制度を綜合して考慮する時は、支那より全く君主制を除却し去らんとする主張は、甚だ薄弱の説と爲らざるを得ないのである。』(『大日』本年六月號、副島義一氏「新支那政治機構と三民主義」)

などの類である。この類の講説は誤りではないが、實は支那五千年の君主專制が一朝にして共和制に飛躍する、それは已に大なる矛盾である。米國式共和の憲法上に東洋的專制の政治が發育していく、それは更に極端なる矛盾である。しかし後述もするが、支那歴史はこの矛盾のうちに展開されて來た。そして支那人はこの矛盾のうちに平然と生活し得るのである。この支那の矛盾性を理解せずしては、到底支那の政治を現實に把握することは出来ない。瀧川政次郎氏が「現地報告」(本年五月號)に「法律に現はれたる支那國民性」と題して、極端・矛盾・形式・硬化・主我・文弱・感覺の七點を擧げて居るが、そのうち矛盾性の説最も聽くべきである。共和制は、かやうな矛盾性のうちに建設される歴史的名分國體である。それは、ウイット・フォーゲルが、一九二五年八月その著「支那は眼覺め行く」(二木氏譯)のうち

にも、

『孫逸仙の國家の本質に關する認識に至つては、誠に不充分なものがある。一九二四年二月には、新しい國民黨はその第一全會を開催して新綱領を採用したが、その最低要求は、本質に於て民主主義的政府の建設、帝國主義の完全なる驅逐を目的とする帝國主義者との闘争即ちこれである。彼こそは、凡ゆる彼の不明矛盾にも拘はらず、尙ほ且つ正しき方向の摸索に當つては、アジアに於ける無数の被壓迫大衆を判然たる社會意識と民族的社會的解放戰にまで具體化させたのである。』

と指摘して居る。殊に林語堂は、昨年雜誌「アジア」に於て「新支那の誕生」と題し、

『我々が支那共和制の中に發展せんとするのを見んとしてある民主主義は、アメリカの民主政治が英國やフランスの民主主義と異ると同様、アメリカ民主主義とも異なるであらう。支那人には彼等の制度を彼等の氣質や思考方法に適合するやう調整變更する癖がある。支那に於ては、泰西の民主主義的機關も支那自身の如く古い民主主義の古典的精神の上に植皮されるであらう。中庸といふ古い人道主義的な支那哲學が、民衆の極端な行動やイデオロギーに走ることを阻止するであらう。支那の人道主義と合理的なる精神は、支那民族最大の資産であるのである。過去に於て支那の文化や支那の私的及公的生活は、この合理的なる基礎の上に基礎を置いてゐた。』

と彼れ一流の鋭鋒的評論を下して居る。北一輝氏は當年身自ら革命の渦中に投じ、「興漢」は「尊王」の如く「討袁」は「倒幕」の如しとその大義名分を明かにし、袁世凱を目して「投降將軍」、孫逸仙を擬するに「正義の女優」と共に諷殺し去つて、「東洋的共和政」をその著「支那革命外史」に提唱して居る。彼はいふ、

『共和政は、武昌革命と共に決議された「中華民國臨時政府組織大綱」中に宋教仁の筆によつて宣布され、孫文大總統としてまた大憲章中に明唱されたのであるが、中華民國憲法に現はれたる理想は、全然彼の米國的迷想を拂拭し除却して一個嚴然たる東洋的共和政體を樹立した。革命は自由の基礎の上に建てられた統一を需める。支那の共和政は、その大總統を白人の如き選舉投票に求めずして天命と民主の上に立たしめる。これは一孫の影響又は歐米の模倣といはんよりも、實に漢民族の政治能力が、ラタン・チュートン等の夫れに劣らざる有力明白なる實證として、むしろ吾人の光榮ではないか。』

と。外史の稿は大正四年に成つてゐる。氏の史眼は、林の言を二十五年前に洞察して、現下憲政の動向に生々たる示唆を與へつゝあるのである。

第八章 憲法草案と民権主義

一 直接民権と五權

憲草第二章人民の權利義務中に、左の規定がある。

第十九條 人民は法律に依り選舉權罷免制及複決の權を有す

この四權は、三民主義にはゆる政權であつて、第二條中華民國の主權は國民全體に屬すといふ總綱の明章に基づき、その主權中人民の手に留保せる基本權である。而してこの四權を行使する機關は國民大會であつて、第三十二條にその職權を規定してゐる。

こゝに選舉權とは、議會制度に於ける立法府議員の選舉權よりも遙かに強權なものであつて、政府機關の選任權にも及ぶのである。これと相應じて罷免權を認め、兩權相俟つて直接民権を實踐せんとしておるのである。次に創制權は人民が直接に法律を制定し又は廢止する權であり、複決權とは既成の法律の可否を決する權である。以上の四權は即ち直接民主政の實體であつて、三民主義中民権主義の中核である。直接民政というてもその實は國民大會が行ふのであつて、人民が直接に行ふのではない。人民の直接に行ふのは、國民大會の代表の選舉及び罷免だけであつて、第二十九三十兩條に規定されてゐる。その選舉の方法は、第二十八條に「普通平等直接無記名投票」によると規定される。

以上のいはゆる政權は人民に留保されてゐるのであるが、執行權は政府に委ねられて、第四章中央政府として規定されてゐるが、これがいはいゆる「治權」である。それは總統の外、第五十五・六十三・七十六・八十三・八十七等の各條に、行政・立法・司法・考試及び監察の五院制が規定されてゐるが、これがいはいゆる五權憲法として、孫文の最も得意とする五權分立の制度なのである。

五權憲法は、孫文の言を藉りて云へば、彼の「獨創した所のものであつて、古今中外の各國に從來其の例の無かつたもの」である。しかしそれは泰西的なる立法司法行政の三權分立主義に、支那古來の制度たる考試及び監察の二權を加へて五權分立主義をとり、權力をして權力を制約せしめんとするに過ぎない。試験制度が政府の權力から獨立性を持つのは、決して支那獨特のものではない。また支那の試験制にも實は可なりに大いなる弊害があつて、支那を衰微させたものゝ一にはかの科擧の制度さへもあつた。また監察制度も、諸外國に大臣訴追制度のあるが如く、決して支那獨特なりといふわけにはいかぬ。況んや民主共和國に於ては、人民の參政に依つて政府機關に對する制約が行はれるので、政府機構内部に於ける監察制度は著しくその價值を減じて居るのである。故に民権を擁護する意味に於ける權力分立主義の中に、考試監察の二權を加へたことは、實はさほど重要意義を持つものとは考へられぬ。中華民國法制研究會出版の「立憲主義と三民主義・五權憲法の原理」中に、

『考試の特色が果して近代政治體制に於て大きな價值を認めらるべきものかどうかは大いに問題であらう。少くとも立法・行政・司法の諸權と並んで考試權を認めることは、孫文の主張するほど、優れた制度とは考へられぬ』『一般の政治的な監察や綱紀上の監察は民主的なコントロールによつて十分なされるに適すると考へられるから、民権主義を核心の一にもつ三民主義の下に於て過去の中華民國に見られるやうな廣汎な監察制度を設けることの當否は相當に問題とせらるべきであらう。』

と批判してゐるのは正しいと思ふ。上海文化建設月刊社發行「文化建設」(中華民國二十五年五月號)に「最近憲法の趨勢に由つて五權憲法を討論す」と題して薩孟武氏は次のやうに論じてゐる、

『五權憲法はたゞに是れ米國憲法を模倣して三權を把つて改めて五權と爲せるに過ぎない。何ぞ「世界上の學理中第一次の發明」と稱するに足らうか。罷免創制複決等の權に至つては、早く已にスイス及びイギリス各邦に實行されたもので、本來中山先生の首創する所と爲し能はざるばかりでなく、世界學理中第一次の發明と稱するに足りない。是を要するに、一知半解に米國憲法に模倣して、三權の外に兩權の獨立を加へる、是れ民國十四年以前は中國を誤つてフランス式の內閣制となし、民國二十五年以後は將に中國を誤つてアメリカ式の總統制と爲さんとするものである。』

この論は、民國二十五年、五五憲章と同時期に發表されたものである。支那人中に、なほこの論あるは注目すべきである。

二 君主制と總統制

中央政府の中心機關として總統がある。次の規定即ちこれである。

第三十六條 總統は國家の元首にして外に對して中華民國を代表す

而してその總統は、國民大會に於て選舉または罷免され(第三十二條)任期は六年である(第四十九條)。これが民權主義に基つて共和國たる所以である。三民主義は、

『中國は革命以來民權政體を樹立し、萬事人民を主とすることゝなつた。故に政治は又民主政治といふことも出來やう。換言すれば、共和政體の下に在つては、人民を以て皇帝と爲し、人民即ち皇帝である譯だ。』

と説いてある。孫文はまた民國十三年八月、農民と黨員との懇親會に於ても、

『帝制時代には、一人の皇帝しか存在しなかつたが、民國となつた今日に於ては、四億人が總て皇帝なのである。之れこそ民を以て主と爲すものであり、之れこそ民權の實行なのである。』

と述べてゐる。この「人民即ち皇帝である」といふ言葉は、支那五千年の歴史では破天荒なことであり、道學者を驚倒させて、支那共和政體への呪咀となつた。井上哲次郎氏は、

『支那と民衆は、とても共和政體の趣旨を了解し、民主主義的政治を運用して行くだけの教養が出來て居らぬ。それに孫逸仙は「人民即ち皇帝なり」といふやうなことを述べて、盛んに愚衆を持ち上げて煽動に努めてゐる有様である。』(『東洋文化と支那の將來』)と非難し、中山久四郎氏は、

『中華民國の成立とともに、支那に於ける數千年來の君主制は、こゝに一時に消滅して、所謂五倫の中、君臣の一倫は今や存在せざることゝなり、又所謂三綱の中、君臣關係の一綱も消滅して、三綱五倫といふ古來深く人心に浸潤して最高道德の一となつて居る君臣の義は、有名無實の徳目となり、三綱五倫は二綱四倫に轉下顛落することになつた。』(『東亞論叢』第二輯、「現代支那の孔子教問題について」)

と歎息し、或は「尤も滅滿興漢といふことが既に東洋的德政の排撃運動であつたと云へるのである」などの極論も見受けられる。(『外交時報』本年十月一日號、石井文雄氏「新支那の指導原理に就いて」)。

しかし支那の君主制史觀は、元來霸道立國に對しても、易姓革命の天人相關的倫理性を與へ來つたことを物語つてゐるから、支那王道政治哲學は、わが日本の國體を基準として思辨することは許されぬところで、支那人も「君臣の義」といふ徳目を、孔孟正學會の「五倫仍存説」或は嚴復の「中華民國精神案説」等に、その轉回を求めんとして居るのである。これら儒教の根本義に關することは姑く措いて、國民革命の歴史的制約の下に在つて、君主制と君主制に特有なる道德の復辟に執着を持つことは、新支那の嚴肅なる實踐的政治原理として妥當するものとは考へられない。支那近代史

に於て、清朝の滅亡後、帝王たる可能性あり、またその實現の段階に達したものは唯一袁世凱の外にはない。しかも當時彼の野望に對する内外の情勢は周知の通りで、梟雄彼の如きを以てしても、帝制を取消して悶死せざるを得なかつた。而して後世史家誰人か洪憲皇帝の出現なかりしことを痛恨とするものがあるであらうか。こゝに嚴肅なる歴史の時代性なるものがあるのである。然らば近く憲政は實施されるものとして、果して民權主義に基づき、孫文の遺囑の如くに、三民主義を指導原理としたる純乎たる共和國が實現されるであらうか。建國大綱にはゆる建國の程序に基づき、憲政期に入つて果して主權を人民の手に返へし、その自由公正なる選舉によつて總統が就任し、國民大會の直接民權のコントロールに服従する合理的共和制が實現して、孫文のいはゆる「人民即ち皇帝である」の大理想の上に大同世界が建設されるであらうか。

この問題を現實に把握して、林語堂は巧妙に説明して、

「ヒトラア・ムツソリーニ或はスターリン型の全體主義とは異なる強力な獨裁制への最初の轉化は、蔣介石に依て演出されるであらう。彼は又印度のガンジーの意味に於ける道德的獨裁者以上のものとなるであらう。過去に於て彼を孫逸仙の三民主義なる民主主義的綱領を拋棄しなかつたし、將來に於てもまた拋棄しないであらう。然し彼は全支那政府を支那式に支配し、その軍事的・經濟的・政治的權力を、彼の掌中に把握し、支那の民主主義的憲法の許す範圍に於て、個人の實質的統御を獲ち得るであらう。

支那の環境や支那の民族的傳統は、蔣介石が自己を支那の「獨裁者」と宣言することを許さないであらうし、彼も又さうしないであらう。蔣は既に彼が獨裁を確保するには餘りに賢明であり、餘りにも支那人であることを示したし、事實彼は權力者たらんことを決意した初期に於けるよりも、その方法手段が圓熟して來てゐる。」（我が國家と國民）

從て「立憲主義と三民主義・五權憲法の原理」（中華民國法制研究會出版）が、次の如くに結論してゐるのは、決して架空の論ではないと思ふのである。

「國民黨の獨裁は全く過渡的な制度で、憲政時期に入ると共に消滅すべきものとされてゐる。しかし、豫想通りの憲政時期が果して到來するかは疑はしいのみならず、到來するとしても、反自由主義的な權威主義の優勢な現代に於て、自由主義的な五權憲法の原理が、そのまゝ承認されやうとは考へられぬ。だから、かりにそこで五權憲法の原理が尙ほ唱へられるとしても、全く唯名的なもので、現實には、何等かの形態に於ける權力統合體制に近い將來の中華民國に於ては支配的であらうと想像される。」

要するに、憲政問題としての民權主義は、理念として將來に發展すべき歴史的制約の下にある。しかし實踐としては、結局、總統と國民大會との政權爭奪乃至は指導力相剋の問題として、支那政治史の將來を彩るであらう。これが五千年傳統の支那的政治の性格である。而して頃來蔣政權の動向は正にこれを露呈しつゝあるし、汪政權最近の志向もまた多くの示唆に富んで居る。これ等現下必至の趨勢については、尙ほ後章に詳述するであらう。

第九章 憲法草案と民生主義

一 國民經濟の理論及び實際

五五憲章第六章は「國民經濟」として、第一百十六條乃至第三百十條に、可なり詳細なる條文を設けてゐる。その基本原理は、次の條文に示されてゐる。

第一百十六條 中華民國の經濟制度は、民生主義を以て基礎となし、以て國民生活の均足を謀ることを要す

民生主義の内容は、地權平均と資本節制で、第一百七條及び第二百一十一條に規定されてゐる。

いはゆる民生主義は、前述もしたやうに、共產主義であると、多くは無難作に極印を捺されてゐるものである。

清末の國運廢頽に身親しく坐するもの、孫文ならずとも、その「起死回生」の方途を民生の挽恢向上に求めるのは必

然の數である。孫文は先づこれを民生史觀として形而上の思辨に礎石を置いた。彼の思辨が唯物的であるとの評を受け、ひいて唯心論との比較論を生じ、陳立夫氏が「唯生論」を著して辨證せんと試みたのもこれがため、林柏生氏も辨證法の基本公式から「正」「反」に對して「合」の理念を説くに至つたのである（「興建」本年九月號、「三民主義の中心思想」）。孫文の中國社會觀によれば、支那の民生を窮乏せしめてる根本の原因は、幼稚なる農業生産と過去的手工業とが支那經濟の全部で、これに拍車を加ふるものが、不平等條約による列國資本の壓迫だと見る。故にその第一着手は、産業の充實である。彼は建國方略を著し、その第二章物質建設（實業計畫）に自ら序して、

『中國富源の開発は、今日世界人類の至大問題であり、獨り中國の利害のみではないのである。たゞ發展の權を我れに於て操れば則ち存し、人に於て操れば則ち亡ぶ。今後中國存亡の關鍵は、實業發展の一事に存するのである。』

と高調してゐる。これが彼の民生主義の實踐基調を爲すのである。この基調を把握せずして、單に共產主義の觀念論に囚はれては、憲章第六章「國民經濟」の眞諦を衝くことが出来ないのである。第六章には、共產主義の要求である私有財産の否認もなく階級闘争の推進もなく、却て近代的經濟活動の需用に關する諸規定を掲げ、以て建國方略の物質建設と呼應してゐるのである。

然らば、地權平均及び資本節制は、何んのために主張されたか。孫文の自叙傳と三民主義の演述とを照合すれば、それは中國の實業計畫の充實は、土地及び資本の集中となつて産業革命の要因を爲す。また爛熟したる歐米資本主義諸國の社會生活は、却て貧富の懸隔から社會問題の惹起を見た。これが防止は今日の支那に於て豫め工作を施すの必要がある。その手段は土地の兼併を抑制する地權平均と、資本の集中を調節する資本節制との二つであるとしたのである。

二 地權平均と耕者有其田

地權平均の方法としては、左の四點に要約される。

- 一、地主自ら自己の土地價格を評價して申告する。
- 二、申告せる地價を標準として税率百分の一を課税する。
- 三、地主が地價を過少評價して申告したるときは、政府はその申告價格を以て土地を買収する。
- 四、土地價格の自然騰貴せる部分は公有とする。

即ちその骨子は、從價稅徵收（憲章第一百七條）と自然增價公有（同第一百九條）の二つに要約される。民生主義は、これによつて大地主の輩出を防止して、孟子のいはゆる井田法の實踐を覘つたもので、私有地の沒收・土地の國有、或は土地の再分配などを企圖したといふ形跡はない。そして中國の近代化による地價の騰貴、殊に近代都市鐵道等の發展による地價の暴騰に對しては、孫文はヘンリージョウジの土地國有論にヒントを得て、地稅の徵收を以て一切の公費を支辨し、以てその他の諸稅を全廢し得べしとの理想論をも唱へるに至つたのである。一九三五年、國際聯盟から派遣されて現代支那の農村狀態を調査したドラゴニ氏（イタリヤ人）は「權利が均等を失ひ土地が兼併されたとき、社會と政治とに大變革が起きる、支那歴朝の覆滅はみなこれが主要原因である」と報告してゐる。孫文の地權平均は、支那現實の史觀から出發したもので、一觀念論の產物だと見るべきものではあるまい。

孫文は晩年、國民革命の基礎を農民大衆に求むべく力を注いだ。元來民衆工作の基礎は國民黨一全大會に置かれてゐるので、廖仲愷を工人工部長に、林租滿を農工部長として、勞働組合及び農民協會の擴大強化を圖つて來たのであるが、それが實際緒についたのは、孫文の晩年の志業からであつた。そして新しくそのスローガンとしたものは、民生主義中に「農民問題の完全なる解決は耕者有其田でなければならぬ、かくて始めて我等の農民問題の最終の結果といふべきで

あらう」と説いてあるが如く、それは「耕者有其田」の一句であつた。されば國民黨一全大會宣告にも「茲に尙ほ農民に告ぐべきものあり云々、國民黨の主張は、農民にして土地に缺乏して小作人となるものに對しては、國家は土地を給與して耕作せしめ、尙ほ之がために水利を整頓し荒地を開墾し、以て地方を平均せんとするものなり。」と聲明してある。その歸結は、畢竟資本主義國家に於けると同様、「自作農創定」の外の何物でもない。これが憲草第二百二十條に特定されてるところである。

三 資本節制と實業開發

資本節制は、個人企業と國家經營との限界を置いて、資本の集中を調節せんとするにある。それは一全大會宣告に、「凡ての本國人民及び外國人民の企業にして、或は獨占的性質を有し或はその規模大に過ぎて私人の力を以て爲し能はざるもの、例へば銀行・鐵道・航路の如きものは、國家自身之を經營管理し、私有資本制度をして國民の生計を操縱する能はざらしめざるべからず、之れ即ち資本節制の要旨なり。」

とあるによつて明白であるが、その一面には、個人企業を認めるばかりでなく、これを保護せんとすることは、建國方略物質建設中に、

『中國の實業を開發するには、二方面から進まなければならぬ。第一は個人經營で第二は國家事業である。各種の事業の中で、個人經營の方が便利であるものとか、又は國家事業とするよりも個人經營にした方が適當なものは、これを個人に委せて國家の力を以て獎勵し法律でこれを保護せねばならぬ。』

と説明してあるのでもわかる。憲草中第二百二十三條は、この趣旨を法文化したものである。民生主義は更に進んで次の

やうに説いてる。

『我等が中國の民生問題を解決し、これをして一勞永逸ならしめんとせば、單に資本節制の辦法のみを以てしては足りない云々。やはり其の上國家資本をも發達せしめなければならぬ云々。そして統一後に於て民生問題を解決せんがためには、必ず國家資本を發達せしめ産業を振興しなければならぬ。その方法は、第一は交通事業、第二は鑛産、第三は工業である。』

而してこれが資金を外國に求むるの道を開いて「この三種の大實業を發達せしめんがためには、我等中國の資本學問及び經驗を以てしては駄目である、どうしても外國の既成資本に依らなければならぬ」と論及し、

『我等が、中國の社會問題を解決せんとするも、外國と何等其の目標を異にするものではない。そしてこの目標たるや、即ち全國人民のすべてが安樂を得ることが出来るものであり、財産分配の不公平の苦痛を味はずに済むべきものでなければならぬ云々。人民が國家に對し如何なることでも總て共にすることが出来てこそ、真正に民生主義の目的に到達する次第であつて、是れとりもなほさず孔子の望むところの大同世界である。』

と結論してある。論理は飛躍的であるが、理想を大同世界に置いてある、この大同世界觀を通じてのみ、彼は民生主義中に、共產主義思辨を附會せんとする。しかし憲草に規定せる地權平均並びに資本節制といふ平凡なる資本主義的社會政策さへも支那社會に於て實現の可能性は頗る乏しい。況んや「生産過剩」なる資本主義國に於ける社會問題解決の至難なるに鑑みて、「生産不足」なりと自ら告白しながら、憲草には事前辨法を規定してあるが、實は外國資本の吸收によつて富源の開拓と生産の擴充とを主張し、且つこれのみは漸次實現の可能性ありと認められる、しかもそれが王道政治の實踐方法論として一考されて然るべき内容計畫を提示してゐるに拘はらず、飛躍論理的幻影に過ぎない大同世界觀に映する共產主義的觀念論の理論闘争に終始しては、歴史の制約を遊離する處れがあらう。

要するに、第六章「國民經濟」に表はれたる民生主義的規定は、イデオロギーの問題よりもむしろ實施の能不能、成

果の適不適の問題である。もつと適切にいへば、支那政治の性格から見て、條文の技術的工作如何よりは、現實の政治の動向如何の嚴肅にして切實なる問題に歸着するのである。本年十一月十二日附上海イヴニング・ポスト紙上に、ジョン・アーラーズ氏は、次のやうな時評を發表してゐる。

『孫文誕生記念日に當つて、經濟財政問題に關する氏の著述を反讀して見たが、所説多くは現在眞理でない。しかし支那經濟財政の方策の根本原理に至つては二十年前孫逸仙の唱導したところ、舊に由つて新たなものが歴然である。當時彼の言つた事は論據薄弱であつたかも知れぬ、だが支那の必要に對して改革しろと絶叫したところ單なる經濟原則を指示したアダム・スミス、リカードだと云へなくとも、マホメット、ルイテルさなくばロバート・オーウエンさながら啓示性極めて豊かなものがある。當時孫逸仙の主張は事もなく論駁されて來た。しかもその死後實踐してゐる、當時彼が江湖に問うたところ内外反對派に無殘指彈されてゐた、しかも今日の支那人は自明の眞理として尊重してゐる、當時懷疑的乃至は公然敵性を持つてゐた英米も逸早く氏の方策に批判を改訂してゐた。』

理論の鬭争などには頓着することなく、あくまで現實の政治を把握していかうとするかやうな所説は、憲草國民經濟章を考察する者にとつて、正に大なる他山の一石であらう。

第十章 憲法草案と教育

一 教育の宗旨

五五憲草第七章は、特に教育のために設け、教育の宗旨・教育政策の國家的統一・各種の教育及び經費負擔・教員の保護獎勵等に關する八ヶ條の規定を收めておる。教育のために憲法中一章を設けてゐるのは、ドイツのヴァイマル憲法、ダンチヒ自由市憲法、フィンランド憲法等に例があるし、オランダ憲法、スペイン憲法、ブラジル憲法等も、他の要目

を包攝したる一章を特設してゐる。その他日本帝國憲法またはアメリカ憲法のやうに、教育に關する規定を欠けるものもあるが、多くは若干の特別條文を置いてある。

憲草第七章教育中、その根本を爲すものは、教育の宗旨を示せる次の一條である。

第三百三十一條 中華民國の教育の宗旨は、民族精神を發揚し、國民道德を培養し、自治能力を訓練し、生活知能を増進し、以て健全なる國民を造成するに在り

本條は憲草第一條の國體から發して、三民主義教育の宗旨を規定したものである。即ち、「民族精神を發揚し國民道德を培養し」とあるは民族主義を表現し、「自治能力を訓練し」とあるは民權主義を表現し、「生活知能を増進し」とあるは民生主義を表現してあるのであつて、歐陽文正氏が、

『以上四者兼備して後、始めて教育の能事を盡くし、一代の青年をして健全なる國民と爲し、三民主義また始めて實現可能であつて、この一宗旨の條文は、包攝せざるところなく完備極まれりといふべきである。たゞこの理想の目標たる、之を實行に求めることは一朝一夕の容易なる業でないことを恐れるのである。』(「憲政月刊」本年創刊號)

と評してゐるのは、これがためである。

教育の宗旨たる本條に關しては、次にその沿革・黨化教育及び孔教問題の三項に分けて略説を試みる必要がある。

二 宗旨沿革

第一、宗旨沿革 支那に於ける制憲工作史を見るに、憲法中に教育に關する條文を置いたのは、天壇憲法草案の次の一條である。

第十九條 中華民國の人民は、法律により初等教育を受くるの義務を有す
國民教育は孔子の道を以て修身の大本と爲す

當時袁世凱の進歩黨所屬起草委員は、孔教を國教とすることを主張、國民黨所屬委員は之に反對し論争中、袁は孔子聖誕節を定め祭天祀孔令を發し孔教の宣揚に邁進したるため、世論は袁の心事帝政復活にあるを疑ひ物情騒然となつたので、起草委員内の妥協促進し、成案となつたのが前記の孔教を修身の大本と爲すといふ一條文なのである。

袁世凱の死後、黎大總統の下に新たに憲法制定の工作に入るや、天壇憲法草案が再び検討されることとなつた。此に於て前記の第十九條に對し、倫理問題を國家基本法に規定するの不可を主張する者もあつたが、孔教は國教とすべく天經地義に照して支那民族は萬々廢絶すべきにあらずと極論する者もあつて、妥協の結果前記第十九條第二項は之を削除し、第十一條「中華民國の人民は宗教を信仰するの自由を有し法律によるにあらざれば制限を受くることなし」とあるを「中華民國人民は孔子を尊重し及び宗教を信仰するの自由を有す」と修正することとした。即ち孔教を教育よりはむしろ信仰上の問題として取扱つたので、宗教的觀念性のある儒教としては或はその本然の立場に收まつたともいひ得るのである。

段旗瑞系の安福派による「新國會草案」の基礎は、やはり天壇憲草であつて、教育に關しては、第十八條に「中華民國の人民は、法によつて國民教育に服習すべし、國民教育は孔子の道を以て修身の大本と爲す」と規定し、殆ど原案に復歸したのである。

「曹錕憲法」は、第十二條に「中華民國の人民は孔子を尊崇し及び宗教を信仰するの自由を有し法律によるにあらざれば制限を受くることなし」、第二十一條「中華民國の人民は法律に依り初等教育を受くるの義務を有す」と、民國六年

の天壇憲法第二次草案に準じて、教育と孔教とを分離したのである。

「段旗瑞憲法草案」は、曹錕憲法を基礎としたものであるが、教育に關しては、第四編國民第十一章權利義務中に「中華民國國民は法律に依り教育を受くるの義務を有す」と規定する外、第十三章に始めて教育の章を設けて六ヶ條を收め、その第五十條には、「全國教育は道藝並び重んじ民主精神を發揮するを以て宗旨と爲す」と規定し、孔教については別に明示するところがない。けだし「道藝並び重んじ」の「道」中に包攝したもので、儒教と「民主精神」との統合漸く明かにされるに至つた。

かくの如くして立憲工作は國民黨の手に移つた。中國國民黨綱中教育に關しては、「對内政策」の第十二及び第十三に規定を設けたが、根本宗旨を明かにしたものではない。ついで「建國大綱」の一に「國民政府は革命の三民主義五權憲法に本づいて中華民國を建設す」とあることから、今後の教育宗旨も、三民主義に根據を置くことが、歴史上に制約されるに至つたのである。

蔣介石の北伐後、北京擴大會議約法第六章に「教育」を設けたが、宗旨を認むべきものがなかつた。然るに國民政府が民國二十年公布したる「中華民國訓政時期約法」には、第五章に國民教育を規定し、その第四十七條に「三民主義は中華民國教育の根本原則とす」なる明文を置いて宗旨を明確にした。これが即ち現行法である。而して五五憲草の初稿には全くこの約法を踏襲して第四章に、「國民教育」その第三十四條に「三民主義は中華民國國民教育の根本原則とす」と規定したる外、第三十六條に「教育は高尚なる人格を培養し生活技能を増進し及び健全なる國民を造成するを以て主要の目的とす」と明記して、儒教をとり入れた。この初稿に再三の修正を加へて正式に發布されたもの、即ち前記の五五憲草第三百三十一條であつて、三民主義の文字を削除するとともに、その内容を細規し且つ儒教の精神をも含蓄させた

のである。

三 黨化教育

第二 黨化教育 憲章第三百一十一條教育の宗旨は、要するに三民主義の黨化教育にある。張星海氏が

『前歐洲大戰後世界の政治思想界に大動搖を來したが、ロシア・ドイツ・イタリイは、その主義相容れないが、教育の黨化に至つては皆同一である。そのうちわが國に影響を及ぼしたのはロシアであつて、孫總理はロシア共產黨の訓練組織の成功に顧みて、民國十三年一月一全大會宣言に「黨を以て政權掌握の中樞となさざるべからず」と主張したるに始まる。』（「興建」本年正月號）

と説明して通り、黨化教育は「以黨治國」の根本義から出發してゐる。これから、翌民國十四年一月に、廣東國民黨中央執行委員會は廣東大學に指令して、教員の入黨を強要し、同十七年五月「第一期全國教育會議」は、三民主義教育を論題とし、爾後「黨化教育」を「三民主義教育」と改稱し、「いはゆる三民主義教育として、各級行政機關の施設、各種教育機關の設備並に各種教學科目は、凡て三民主義を實現するを以て目的とす」と説明した。而して同十八年三月の三全大會には、

『中華民國の教育は三民主義に基き、人民生活の充實・社會生存の扶植・國民生計の發展並に民族生命の延續を目的とし、務めて民族の獨立・民權の普遍・民生の發展を期し、以て世界大同を促進す。』

かくして訓政時期約法第四十七條に、三民主義教育の根本原則が規定されて、それが憲草初稿にも踏襲されたのである。しかし支那人は憲法の規定によつて黨化教育が實現されるものとは思つて居らない。現に前記張氏の所論にも、

『ソ聯の教育宗旨は集産主義の理論に基つき、イタリイは近代方法を以て古代の理想を實現せんとし、ドイツは獨裁主義を以て祖國を復興せんとし、何れも國際舞臺の主要人物となつた。然るにわが國の情勢は、いよいよ險惡で、人民生活の充實も社會生活の扶植も國民生計の發展も民族生命の延續も、殆ど徒らに空言にして實際に補するところがない。』

と道破し、また歐陽文正氏は、「五五憲章教育章を評す」と題して「教育宗旨の規定は文字の優劣にあらず」（「憲政月刊」本年創刊號）と喝破してゐる。これ等成文憲法の本質に關しては、別に後述することとする。

四 排日教育

こゝに一言するのは、黨化教育と排日教育との關係である。民國十七年五月南京に開いた全國教育會議に於て、次の如き排日教育方針を決議した。

- 一 國恥教材を充分中小學教科書中に編入すること
- 二 學校は機會ある毎に、國恥事實を宣傳し、我が國第一の仇敵が何國なるかを知らしめ之を反覆すること
- 三 國恥圖表を設備し、學生に對し機會ある毎に之を示し、その注意を促すこと
- 四 第一の仇敵を打倒する方法に關し、學校に於て教師學生共同研究すること

これから黨化教育は著しく排日の色彩を帯びることとなつた。排日教科は、地理・歴史・國語・唱歌・公民・社會・常識等あらゆる教科書に採録され、殊に三民主義讀本または黨化讀本中に最も多い。その内容を類別すると、第一に日支關係については日本の東洋に於ける發展等、第二に歴史については日清・日露兩戰役は勿論、義和團・廿一ヶ條問題・五世事件・濟南事件等、第三に政治については、帝國主義・不平等條約・割讓地・租借地・租界・交通利權等、第四に經濟については、關稅・銀行・交通等、第五に社會については、民族主義・人口・文化等、日支間の問題にして細大綱

羅し盡くされざるはなく、小學教科書中に盛りられたる排日滿教材實に五百餘篇に及んるといはれる。殊に民國十九年七月十日、第三期國民黨中央執行委員會第百次常務會議及び民國二十四年九月十二日第四期同上第百八十八次常務會議で決定した「革命紀念日史略及其宣傳要綱」は、國定紀念日を九回、國民黨紀念日を十一回治定して黨化教育を大衆にまで擴大し排外思想を鼓吹するに至つた。教科書を開けば全篇殆ど陰慘なる亡國的教材に充たされ、街頭に出づれば五七・五九等の國恥紀念を反覆合唱して狂燥する、而してその史實に對しては、起因の理解と經過の反省については何等教ふるところなく、徒らに感覺の刺戟に訴へて理性の啓蒙と情操の陶冶を失はしめる、そこには固有文化の發揚も國民道德の向上も人類進化の理想も、措いて更に顧みられないのである。

かくの如きものは、教育にあらずして煽動である。名は黨化教育であつても實は孫文に叛逆し教育を冒瀆するものである。しかし茲に至つていよいよわれわれの叡智を以て常に冷靜なる判斷を要することは、前に三民主義中の民族主義を排日化したのは、その政策の罪であつて民族主義自體の罪なりと即斷すべきものではないと述べたと同様に、黨化教育を排日化したのを以て、直ちに黨化教育そのものゝ罪なりと即斷してはならないことである。故に憲草第三百三十一條の條文も、これを以て排日の根源なりと即斷することは固より當らぬことなのである。

まして黨化教育は共產教育ではない。現に民國九年「中國社會主義青年團」(中國共產黨の前身)の組織に對して、曾鈺等がパリに在つて「中國國家主義青年團」を組織したのに呼應して、教育界に國家教育協會生れ、陳啓天等これが首唱となつた。國家主義は、固より民族主義を中心とするが、民族主義は少くとも遼金元の外族の強壓に反撥したる宋代の自覺から發祥したのである。故に陳啓天氏もいへるが如く「近代教育は國家主義とは極て密切なる關係を有し、國家主義がなかつたならば近代教育は全く產出され得なかつたであらう」と思はれる。憲草第三百三十一條に、民族精神の發揚

と國家主義とを包攝したからとて、その本質を非難すべきものではなく、もし國家主義を排日化したならば、それはその政策の問題として別に對處するを要するのである。

五 孔 教 問 題

第三 孔教問題 孫文の三民主義のいはゆる西洋的思想も、政治の實踐としては、ひたすら支那思想の上に建立せんとした苦心の跡に目を掩うては、生きたる史觀を把握し得ないであらうといふ趣旨については前述してある。現代の支那思想の特色を爲したるものは、社會主義並に共產主義・儒教排斥・家族制度の破壊・婦人解放・文學革命等である。儒教排斥は、「新青年」(民國五年十一月)誌上、時の北京大學文科教授陳獨秀によつて點火されてから、反孔思想は、かの袁世凱の皇帝野望に對する反動からも煽り立てられて、青年インテリの思想を風靡した。かの後に文學革命を首導した程の胡適が、その著「中國哲學史大綱」で、

『世界の哲學界は、東西兩系に大別し得る、近代に至り印度系の勢力は漸次衰へ、儒家が復興し終に中國近世の哲學を生み、宋・元・明・清を経て今日に至つた。今日に至つてこの兩大系統の哲學は、相互に接觸して五十年後或は百年後には、一種の世界哲學を生ずるやも知れない。』

と主張したのさへも、印度哲學の梁漱溟から「支離滅裂な主觀的妄想」に過ぎないと非難された。國民革命にはかやうな思想の一大革新が伴奏された。これが後述するところの政權の爭奪と表裏を爲して、憲政上に於ける孔教問題として熱論されて來つたのである。

清朝時代に於て、孔子教を尊崇したことは固よりである。光緒三十二年(明治三十九年)三月一日、學部尙書榮慶の上

奏によつて「政教五大綱」として、「忠君・尊孔・尙公・尙武・尙實」が公定された。これがけだし中國教育の宗旨を明文化したる嚆矢である。中華民國となつて前述したる通り、天壇憲草第十九條第二項に「國民教育は孔子の道を以て修身の大道となす」と規定された。これが民國六年まであらゆる討論を盡くして、終に劉恩格の修正案が通つて「中華民國人民は孔子を尊崇し及び宗教を信仰するの自由を有す」と改修されたが、第三讀會に至らずして國會の解散にあつた。次に曹錕憲法第十二條に「尊崇孔子」も規定したが、該憲法は段執政によつて撤廢された。民國十七年（昭和三年）十月八日蔣介石國民政府主席に就き、改めて憲法制定の事業進捗し、ついに五五憲法草案の公布となつた。孔教抹殺の近代支那思想界に於ける五五憲草は、民國二十三年三月一日の初稿には全く孔教に觸れるところなく、三民主義をのみその根本の宗旨としてあるのを、再度の修正を経て確定草案となすに及んで、始めて第三百三十一條に孔教の精神をとり入れてあるのである。これは蔣介石の政治眼が、かの三民主義は勿論、自己の獨特の政治經論も、支那思想の上になければ建設されないものなることに氣付いておる結果に外ならぬことを物語る。蔣の政治思想乃至道德觀などについては、こゝに一々検討するの迫を有しないが、彼の政治思想は、常に孫文などよりはもつと實際的である。かの新生活運動を見ても、その思想の根底を支那固有の道德に置いて、そこに新支那の建設を日常の生活から着手せしめようとしたのである。その支那固有の道德も「黃帝」を説きながら、新時代に立脚することを忘れまいとしてるやうである。それだから池崎忠孝氏の「新支那論」は、

『儒教復活論が新支那を處理する上に適切政策と考ふことが、支那に對する無知なり。新生活運動は、復古的思想を鼓吹せるも、それは辛亥革命以外の意識に盛られたる復古思想にあらず、デモクラシーも、社會民主主義も、ギルド・ソシアリズムも、アナキズムも、マルキシズムも、凡ての近代思想を濫過した後の復古思想なり。』

とさへ切言してゐるのである。この蔣の思想態度は、抗戦中の宣言聲明にもよく看取される。現に本年十月十日双十節に發表した「全國軍民に告ぐる書」中にも、

『わが建國の目標は三民主義の實現にある、即ち一方に於ては中國の獨立自由を希求してわが國家を富強となし、民生を安定し、世界に永久生存しなければならぬ。また一方には「己立立人、己達達人」を本義となし、わが民族固有道德の偉大なる精神を發揮し、わが民族の地位を恢復し、全人類の平和と幸福を促進し、以て中國の世界に對する責任を盡くさねばならぬ。』

と聲明してゐるのである。然らば蔣の下に孔子教は正しく反魂されるであらうか。中山久四郎氏は、「東亞論叢」第二輯に、『されども大勢は、蔣氏勢力下の支那に於ては、孔子教は眞に正しく理解されず、禮記の禮運篇に記されてあるが、それは孔子乃至孔子教の眞相として考へることの決して出来ない大同説といふ歪曲されたものを、孔子乃至は孔子教の眞相であるかの如く誤解又は曲解して取扱つて居るのであつて、従つて忠君、君臣の大義といふ道德につきては、我々日本人としては全く考へられない妄説を執つて居るやうになつてゐる。蔣介石の所謂新生活運動の「禮義廉恥」の四維、固より可なり、然れども忠君、忠孝の教訓を缺如せる新道德には全く不満の大なるものがある。』

と評してある。中山博士は、天壇憲法に尊孔の明文あり、殊に民國六年四月三十日の第二讀會の修正案にて孔子教が國教同様に國定されたことに賛意を示唆するとともに、蔣下の憲草には不満あるが如くに見られる。しかし元來道德律を法定することの價値については大なる疑問がある。現に大日本帝國憲法には一切かゝる條文はないが、それで國民道德が低下するものは誰も考へては居らぬ。支那憲政問題としての孔教は、それが三民主義の黨化教育と統合し得るや否や、ならびに宗教的觀念論の特質をもつ儒教が、信教の自由として公認されるや否や等の根本問題を明確にするところに特質がある。蔣下の五五憲草が初稿を修正して三民主義を内容的に分解して之に儒教の精神をとり入れ健全なる國民を造成せんとしたその政治思想の動向こそ、現實の支那問題を正解する上の要點である。而して該草案は法統を繼ぐ注

政權によつて如何に審議されるかは、汪精衛並にその陣營内要人の思想傾向と照合して判定せねばならぬところに、支那問題として現下の切實なる要點があるのである。

六 儒教の進化

孔教問題に關連し、最後に儒教の進化について一考する必要がある。漢の武帝は秦の焚書の後を受けて儒教の復興を計り、これを國教にまで昂揚したことは人の皆知るところである。しかし漢唐の儒教は畢竟訓詁學に過ぎなかつたものが、近代に入つて道佛の刺戟を受け高尚な哲學的思辨による宋學即ち義理の學を生じ、これが朱子王陽明にまで及んだ。しかし宋學が唯心論的觀念論に陥るに及んで（安岡氏は陽明學を科學的態度の根本に立脚したると説く）、清學が起きたが、清學も考證學に墮した。故に先秦儒教の本旨を傳へるものは宋明の儒教で、方東樹も、

『近世漢學者の書を歴觀するに、その宗旨とするところは訓詁小學名物度制を出でずして、聖人の躬行求仁脩齊治平の教は一切これを抹殺し去る、名は治教といふも實は亂經なり。』

と評殺してゐるのである。而してこれ實に佛敎並に道教の刺戟を受けて、訓詁からの進化せる新儒教であつた。明朝に西洋の科學輸入されて、考證儒學も當然にその鉗槌を受けなければならぬ。春秋公羊傳から換骨した「公羊學」はその先達と見てよい。公羊學は莊存與等によつて唱導され、清末の康有爲これを大成した。かれの大同思想はこゝに新生命を得て、政教を平民思想化した。しかし政治實踐としては、「自強變法」から「虛君立憲」以上に出でないで潰滅した。たゞその大同思想のみは、禮記の古典教義を承けて、據亂・升平・太平の春秋三世の支那思想として復活し、その世界主義・自由平等主義・社會主義的世界觀は、或は共產主義とさへ一脈相通するものとして、今なほ支那思想界に生命を吹

込みつゝある。

こゝに注目すべきことは、儒教の進化である。そしてそれは泰西の科學思想が大なる役割を占むることであらう。けだし觀念的であつて辯證的でない支那思想の特質（大日）本年十一月十五日號、村田懋磨氏「民族思想の再認識」中にも指摘す）への當然の命題であらう。大正十三年十二月六日、市村瓊次郎博士は廣東大學に於ける講演で夙にその革新態度を闡明したが、高田眞治博士も、

『清朝考證學の將に來るべきものは、新々儒教の宣揚でなければならぬ、東洋固有文化の精髓の發揮を中心として、東西文化の融合を爲す上に於て、新思想の樹立が、現在及び將來の問題である。』（「理想」本年七月號「支那思想大觀」）

と大膽に斷定を下し、故小柳司氣太博士に至つては、「斯文」本年四月號に「中華民國新政權の理想」と題し「教育上の指導原理は儒教を措いて他に求むべからず」と斷定しながら、共和政體との統合を主張してゐる。これ等實踐道徳としての儒教は、科學性に妥當する進化にこれを求めなければならぬとする説である。憲草第三百三十一條に包攝する儒教精神も、この見地に基ついて、その實踐的政治教育の價値を判斷しなければならぬと思はれるのである。

第十一章 憲政と政治闘争

一 清末及び軍閥の政治闘争

支那に於ける憲政問題は、憲法大綱の公布より起算すればこゝに三十二年、臨時約法の公布より起算すればこゝに二十八年、國民政府組織法の公布より起算すればこゝに十二年、この間幾多の半産・死産・夭折の憲法約法の出現を見た

けれども、未だ有権的なる憲法の實施を見ない。民國二十五年、いはゆる五五憲法草案の發表があつたけれども、その後蔣汪兩政權の分離となり、現局はその實施のますます容易ならざるを思はしむるのみである。

本年九月上海發行「憲政月刊」創刊號に、月刊社同人の筆に成れる同社縁起を卷頭にかゝけて、次の如くにいうてある。

『憲政運動の今日に至つて猶ほ成功せざる理由は凡そ五點ある。(一)は朝に在る者、封建思想に促はれて實施の誠意なきこと、(二)は野に在る者、徒らに政争の手段となして異心を抱くこと、(三)は政局擾亂して顧るに遑あらざること、(四)は民智未だ開けず民力未だ充實せざること、(五)は世界の潮流は、政治體制の理論と實際とに對して、變轉利弊未だ定論を得ざること、これである。この五點中その一と雖も憲政運動の障礙たるのに、況んやその全部を兼ねるに於ては、その成功の遅々たる異とするに當らないのである。』

以上一乃至三は、要するにこれ政權争奪を主因なりとして指摘してゐるのである。そしてこれは具眼者の齊しく是認する支那特有の史實なりといはなければならぬ。

何故に支那特有の史實なりといふか。史家は、

『古來支那の政治は、官吏とその同心異體たる讀書人との手に弄ばされてゐた。政治の理想は有つても、それは實行を伴はない空論であつて、畢竟少數の治者の利害を本位としたものであり、大多數の被治者の利害はむしろ犠牲に供せられた傾きがある。』(松井等氏「支那現代史」)

といふ。この平凡なる數行の文字は、支那五千年の史實を物語り、ひいて現代の憲政問題に皮肉なる示唆を與へる。王道は蕩々として東洋文化に燦たる光彩を放つておるが、それが上下五千年一度も實現されない理念に止まつて、歷朝降つて清朝に至るも、儒教を觀念的に奉じたるまゝ衰滅に終るの悲劇を貽したのは何故か。けだし古來幾多の政治闘争を易姓革命として、理源を天に求めて倫理性を與へ來つた矛盾を第一として、現實から遊離したる理念と、理念に乖離

したる現實との、併存を容認して怪しまざる支那特有の矛盾性の破綻に外ならないと見る。

これを法制史に顧みても、禮儀三百、威儀三千の制度典禮は、畢竟客觀的規範の形式以上の何物でもない。かの周公旦の輯録といはれる周禮も、完璧驚くべきものあるが、その實行には殆ど信憑するに足るべきものがない。わが大化改新乃至延喜式の典據をなした井田制乃至隋唐律令の類、多くは殆ど空文に近いもので終つた如くである。降つて清朝に及んでこれを見ても、欽定大清會典は、會典一百卷、事例一千一百二十卷、圖二百二十卷に及ぶ。みな文字の輯録以上のものではない。歷朝官制は、六部二十四司、今文派の學說にて三師三公三省九寺あるも、封祿の職場を假設したる以外にその實績を求めたものではない。この矛盾性、この形式癖は、内實の政治闘争を紛飾して上下五千年の歴史を美化して來つた。これが自ら、清末以來の憲政問題の實相を解説するのである。

清朝末に於ける「憲法大綱」の宣布は、已に政治闘争に對する大清帝位の擁護であつた。それは宣布に至る經過に徴して明かなるのみならず、君上大權を本位として臣民の權利義務を附帶せしめた條章の内容が雄辯に物語つてゐる。ついで「憲法重大信條」の宣布を見たが、國會の權限を極度に擴大して、いはゆる君上大權は著しく後退し、欽定憲法たるの本體を失つてゐる。けだし該信條なるものは、武漢革命征討に當り、袁世凱の輩下たる鎮統制張紹曾等五名の領將が「伏して惟るに、此次の變亂は其原因多端なる可しと雖も、大約して言へば政治の不條理と立憲の準備なきに因る、今日軍民の要求する所は政體の改革に在るのみ」と、戈を倒さまに上奏したるがために宣布されたので、政治闘争に對する清廷の劣勢を示し、「大清帝國の皇統は萬世不易とす」の明章も、帝位を擁護するの力なく、後四月にして互壞したのである。けだし清末の制憲工作は、憲法施行の自覺と信念となく、政治闘争に對する防壁とするに過ぎなかつたのである。松井等氏の「支那現代史」は、淡々として次の如くに記してある。

『西太后が如何なる趣意に由つて憲政を採用するに決したのであらうか云々。憲政賛成論者の中には、憲政に由つて直接に二つの利益を握り得べしと考ふる者があつた。その一は憲政に由つて人望を收め帝室の安泰を求めるといふこと、他の一は之に由つて革命黨の反抗を和げるといふことである。察するに西太后はこの利益を見込んで憲政採用に決したのであらう。決して憲政といふ事の政治的意義を理解して根本的政治改革を行はうとしたのではない。』『清朝が憲政準備の名の下に施行した新制度は、要するに外國のものを直譯したに過ぎないのであるが、その施行の方法に満足しない所から湧き立つた民間の立憲運動といふものも亦、必ずしも建設的誠意に満ちて居たといふことは出来ない。』

政治闘争は國民革命の捷利に終つた。袁世凱臨時大總統に就任の翌日發布したる舊約法は即ち政治思想としての戦利品に過ぎない。それは孫袁の妥協によつて、絶對遵守を條件として、孫が袁に譲渡したものである。けだし國民黨は、この約法を以て袁政權を拘制せんとしたもので、こゝに早くもいはゆる軍閥と革命派との間に於ける政治闘争の名分として利用されるに至つた。袁大總統「莅任誓詞」に「民國建設造端、百凡待治、世凱深願竭其能力、發揚共和之精神、滌蕩專制之瑕穢、謹守憲法云々。」とある。彼はこの名分によつて、政權の強化確立を企圖したのであつた。

舊約法第五十三條は、十ヶ月内に正式に國會を招集して憲法を制定すべきことを規定せるによつて、民國二年四月國會を招集したが、政府黨たる進歩黨四百餘名に對して國民黨は五百名を算し、早くも政治闘争が始められた。而して參議院及び衆議院から議員各三十名合計六十名を選出して憲法起草委員會を組織して起草したのが即ち天壇憲草である。袁世凱は新憲法を以て大總統の權限を極度に擴大することを要求したが、國民黨はこの憲法によつてのみ大總統の權限に拮抗せんとして國會の權能を極度に強化する方針をとり、こゝに袁と國會とは、政治闘争の序曲を奏した。即ち袁世凱は、各省軍民長官に對して天壇憲草否認の通電を發し、クーデターを以て國民黨を解散し、憲法起草委員會を停止し、ついに國會を解散するに至つたのである。

かくして袁は、直系機關たる中央政治會議を組織し、その覆申によつて約法會議を開き、殆ど官選議員を之に充當して起草公布したのがいはゆる「新約法」で、大總統の權限を強化し、むしろ帝政實施の基礎を作れる觀を呈することゝなつた。即ち新約法は、帝政政權を爭取する基本を爲したのであるが、霸業成らずして悶死し、爾後再び軍閥の混沌たる争奪が續起した。これがため新に憲法會議を特設して起草した天壇憲法新草案も、押しつぶされてしまつた。またいはゆる安福國會憲法草案も、曹錕吳佩孚及び張作霖の強壓にあつて潰滅に歸してしまつた。また聯省自治の輿論を迎へて政權の強化を計つた曹錕憲法は、曹下の孫寶内閣が憲政實施籌備處並に憲政實施委員會を設けて即時實施の計畫を進めたけれども、江浙戦争・奉直戦争等續起し、直隸派全敗してこれも自滅の余儀なきに至つた。また直隸派を倒したる張作霖・馮玉祥は、段旗瑞を推して執政たらしめ、段執政は殆ど全部官選議員七十名を以て憲法起草委員會を組織せしめ、更に高度の聯省自治主義をとり入れて、いはゆる段旗瑞憲草を起草公布したが、これを審議決定すべき國民代表會議は、國民黨の反對によつて招集することを得ず、ついに政府の倒壊まで發展して、同草案もそのまゝ葬られてしまつた。

二 國民黨内の政治闘争

國民革命成つても、政權は軍閥の掌理するところとなつた。そして軍閥と國民黨との間、或は軍閥同志の間に、擾々たる政治闘争に弄ばれて、憲法は、半産死産或は夭折して一もその實施を見るに到らなかつた。この政權の混亂裡に、南方國民革命は羽翼成り民心を集め、蔣介石これが總司令として北閥の征途に登り、民國十七年六月北京を占領して南北統一の霸業成り、いはゆる軍政時期は閉ぢたのである。

こゝに制憲工作は新局面を劃して、三民主義五權憲法の政治理想が、中華民國建設の大本を爲すに到つた。その基本憲章は、即ち民國十七年の「國民政府組織法」で、ついで「訓政綱領」六ヶ條を制定して、「以黨治國」の方針を明かにした。かくして制憲工作は、孫文の遺囑を承け國民革命の精神を體して、一路たゞその完成を期すべき筈なるに、早くも今度は國民黨内部に政治闘争の機運が醗酵され出した。その尖端をいつたものは、民國十九年北京に開催した國民黨中央執行委員會擴大會議で、孫文の建國大綱を包攝し、人民の自由權利を強調したる約法草案を發表して、蔣政權獨裁強化に對する牽制を計つたのである。この一事、これが現下蔣政權に於ける憲政問題を正解する有力なる資料たるものである。國民政府は、民國二十年「訓政時期約法」を發布して「以黨治國」の方針を明徴にしたが、これ即ち現行法である。同約法に基づいて、いはゆる五五憲草の起草公布があつたが、その後、蔣汪二派に分れて各自制憲を争ふに至つてゐる。その顛末については、次に章を替へて述べるであらう。

上海「興建」本年八月號「興亞論壇」に、亞斗の署名で「憲政實施の新認識」と題し、次のやうに述べてゐる。

『憲政』なる口號は、中國政治運動上に出現してから已に數十年の歴史を經た。然るにこの口號たる現今に至つてなほ一個の口號たるに過ぎない其の病根甚だ複雑であるが、畢竟過去歴代の執政者、たゞ憲政を以て政治の幌子となし、憲政を實行するの誠意を缺けるがためである。』

けだし適評であるといはなければならぬ。

第十二章 蔣政權下の憲政と政治闘争

一 北伐完成と獨裁制憲方針

建國大綱にいはゆる軍政時期は、民國十七年(昭和三年)終了して訓政時期に入つた。訓政期間は翌民國十八年六月二中全會にて六ヶ年と定めたから、民國二十四年(昭和十年)終了して憲政時期に入るべき順序である。故に民國二十一年(昭和七年)十二月三中全會にて、民國二十四年三月國民大會を招集し憲法を制定すべき旨を決議した。建國大綱第二十五は、憲法告成の日全國大選舉を施行し、選舉終結後三ヶ月にして國民政府は解職し、政權を民選の政府に譲らなければならぬ。然るに民國十七年蔣介石の北伐成るや、軍政時期に培養されたる軍事力を資本として、獨裁政權を爭取すべき支那的政治史が已に開展したのである。即ちこの時已に孫文の遺囑を奉じて三民主義建國の名分の下に、憲政を實施するの政治態勢を布きながら、その實如何にして憲法を獨裁制化し、その實施を遷延し、建國大綱に乗離して政權を民選政府に譲るのを回避せんとする政治方策を行ふかといふ、支那的矛盾性の政治闘争が開始されたのである。前章に寸記した擴大會議に於ける約法草案の發表なども、その反動的序幕であつたが、本格的なる舞臺は、實は五五憲草の起草發表を繞つて、先づ激烈に演ぜられるに至つた。

民國二十三年(昭和九年)十月十六日、「憲法第一次草案」を完成し、同年末招集豫定の五全大會に付議することゝなつたが、當時蔣の威望未だ全く國民黨を壓するに足らず、汪精衛等の勢力と孫科等の理想とによつて立案された憲草は、國民大會本位で總統の權限を拘制した民主性の濃厚なものであつて、中央集權的獨裁制を狙ふ蔣一黨の喜ぶところでないし、從てまた五全大會によつて直に憲法の制定に入ること甚しく不利とするところであつたから、五全大會に代つて同年十二月十四日中央第四期中全會に付議したが、同全會は次の決議をなした。

『中華民國憲法草案は、總理の三民主義を遵奉し、以て民有・民治・民享の國家を建立せんことを期すべく、同時に又中華民族目前の環境及び其の危險を考慮し、實際政治の經驗を斟酌し、以て運用靈敏能く國力を集中するの制度を創設すべし。本草案は常會に附託し此

の原則に依て鄭重審議せしむべし。』

これは中央集権化制憲方針を決議したものに外ならない。そして中央常會をして改訂立案させようと企圖したものである。果然中央常會は、翌二十四年十月左記五原則を決議した。

- 一、革命の歴史的基礎を尊重し、三民主義・建國大綱及び訓政時期約法の精神を以て憲法草案の根柢とすること
- 二、政府の組織は、實際政治の經驗を斟酌して國力集中の制を採り、行政權行使に對する制限を嚴格にしないこと
- 三、中央政府や地方制度に就て憲法では大體を規定し、其の組織は法律で定めること
- 四、憲法に必要な規定でも、實際上直ちに施行したり、全國同時に施行したりすることが出来ぬものは、其の實施の順序は法律で定めること
- 五、憲法の條文は成る可く簡明にすること

この五原則を仔細に検討すれば、一は制憲は三民主義の精神だけを尊重すること、二は政府組織は中央集権化すること、三は憲法自體にて政權を拘束せざること、四は憲法中施行に手加減を加へて形式だけとする道を開いたこと等の趣旨を包含するものであつて、畢竟中央集権獨裁制への基礎方針を確立したものに外ならない。

立法院が、この五原則に基づいて改訂した第二次草案が發布されたのだが、このとき蔣介石の羽翼著しく強固となつたので、この草案を以てしても尙ほ満足せず、更に六中全會に提出、ついで五全大會の修正を経て公布されたのが五五憲草そのもので、それは高度に蔣總統の獨裁を強化するものである。

二 五五憲草の獨裁化

五五憲草が、いかに中央集権獨裁制へと強化されたか、その主要なる事項を述べて見る。

一、總統 現役軍人は解職後にあらざれば總統又は副總統に當選することを得ずとあるのを削つた。この原文は、蔣介石の總統就任を拒否せんとする最も強烈なる反獨裁の條文であつて、從て蔣一派が第二次の草案に對して強硬に改訂を迫つた中心規定であつたのであつたが、五五憲草では全然削除された。從て省長も現役軍人は解職三年後にあらざれば省長に任ずることを得ずとあるのを削つた。

總統及び副總統の任期四年とあるのを六年とし、立法司法考試監察各院の院長及び立法委員監察委員の任期四年とあるのを三年と改めた。

總統の權能は極めて強大廣汎であるが、殊に新に緊急命令を發する權能を認め、また行政院長各部長の任免權を與へられることとなつた。

二、國民代表 任期四年とあるのを六年と改め、招集期二年毎に一回とあるのを三年毎に一回と改め、また「總統之を招集す」といふ一句を挿入した。なほ臨時大會の自發招集に、四分の一以上の代表の同意を要することとなつてゐるのを、五分の二の同意を要することと改めた。

三、憲法の施行及修正 これは新に追加した。即ち立法委員監察委員の選舉に關して、地方自治完成の省區が未だ過半数に達せざるときは、之を民選半数、政府任命半数とすることに定め、また縣長の選舉も地方自治未完成の縣にては、中央政府にて任命し、縣民大會の選舉を認めないこととし、これもこれに準ずることとした。

かくの如く總統の權限を強化し、國民大會の權限を縮小するの一途によつて、憲草は公布されたのであるが、國民大會の職權を規定した第四百四十六條なども、たとへ憲法を制定するも成るべくこれが實施を延期し、建國大綱に明定したやうに、中央の統治權を國民大會に歸せしめるのを回避せんとする蔣一派の野望から、翌二十六年憲草の再審査となつて、これを削除してしまつたのである。

國民政府は、憲草と同時に國民大會組織法及び選舉法を發表したが、蔣政権の強壓は、この兩法の上にも加へられて、

第一次國民大會の権能を全然制憲の臨時のものに限局したばかりでなく、代表者中官選議員を著増して、殆ど政府の御用機関たらしめた。

三 國共合作と蔣政権の憲政方針

要するに政治闘争は、國民黨一黨專政の昂揚と蔣介石獨裁制の強化とを招來した。けだし今日のいはゆる國民黨なるものも、その成因を検討すれば、その内包の複雑多岐なるに驚く。今日の國民黨は、もともと同盟會を本體として、共和實進會・統一共和黨・國民共進會・國民公會等合併して結黨し、共和黨・民主黨・統一黨等と合併結黨したる進歩黨と相對立拮抗したものが、例の袁世凱のクーデターによつて解散し、それが北伐に當つて復活したもので、黨内に社會民主主義派・國家主義派・自由民權派、その他會では福建に獨立政權を樹立せる生産黨の如きものが、彈壓によつて國民黨を擴大し、ついに蔣獨裁化に進み來つたのである。而してその覇業の中核を爲すものは、黄埔軍官學校出身の新興軍部に外ならぬのである。孫文主義に基づく憲政の名分によつて、政權が確立されるのではない、政權の争奪あつて憲政の名分がこれを體制化するのである。

かくの如き蔣獨裁制の強化を名分化する制憲工作の進行に一大衝動を與へたものは、外でもない西安事件であつた。國民黨中央宣傳部が「實にわが國家統一の基礎確固たるものあり、全民族の團結力既に確固不動のものあるを物語つた」と宣傳し、孔祥熙が「中心主義に對する信念を擁護し、億兆心を一にして國家建設に邁進すべきだ」と激語し、大公報が「中國民族は、今初めて自己を發見し、自己を認識し、國家の統一に對して進んで愛國の熱誠を捧げるに至つた」と論評したやうに蔣政権による民族的統一は、意外に動搖が少なかつた。こゝに蔣の獨裁權は、一大試練を経てますます

強化されるべく豫期されたその裏面に、獨裁そのものに對する一大敵國が蔣政権の内臓に深く喰入つて來た。それは外でもない、中國共產黨赤化の魔手であつた。

民國十二年（大正十二年）一月二十六日、孫文及びヨツフェが「ソ聯は支那の獨立解放と帝國主義支配體制の混亂とを求む」と共同宣言した國共合作は、民國十六年（昭和二年）蔣のクーデターによつて潰滅し、共產黨は瑞金から南西を経て、西北地區に蟠居した。この共產黨に對して新指導精神を與へたものは、民國二十四年（一九三五年）七月二十五日の第七回コミンテルン大會の對日支那赤化の決議で、これによつていはゆる八一抗日救國宣言が發せられ、その翌民國二十五年（昭和十二年）人民戰線戰術なる指針によつて、支那中央政權との合作が案畫されるに至つた。故に同年十二月十二日西安事件が突發するや、十四日早くも周恩來は蔣と會見、その翌民國二十六年（昭和十二年）正月奉化にて第二回會見が行はれた。この裏面工作に對して裏面の動向たるや、同年二月國民黨三中全會に對し中共から國共合作を提議通電したのに對して、國民黨は却て「赤禍根絶案」の決議を發表して應酬するところがあつた。そのうちに起きたのが七月七日の日支事變であるが、その九日周恩來は蔣と廬山に會見して、合作に急速なる進捗を見せた。ついに九月二十二日中國共產黨は、民族抗戰と憲法制定と三民主義實現と赤化運動の放棄に對する重大宣言を發し、その翌九月二十三日には、蔣介石の名を以て「共產黨が三民主義を實現するため奮闘することを宣言したのは、支那が今後努力すべき方向の唯一なることを證するものである」と聲明を發して、こゝに第二次國共合作は成立したのである。

國共合作は、蔣政權と共產黨との、政權争奪を狙ふ變態的抱合ひに過ぎない。そしてその名分とするところは憲政の實施である。即ち蔣政權は、三民主義と憲政實施とを名分として昂揚しながら、その實際は憲政の實施を成るべく遷延し、中央集權によつて獨裁政權を強化し、國民黨一黨專制制度を確立せんとするものに對して、共產黨は三民主義の名

分の下に民主制を爭取し、憲政の實施を即行して國民黨の一黨專制を打破し、以て共產政權を確立せんとする。民國二十七年（昭和十三年）十一月、延安に於ける中共擴大六中全會の宣言、陳紹禹の力説、みなこれがためである。名分は至上の護符であつて、この憲政を何時また如何に實施するかによつて、國民領導權の分野定まり、政權確立の歸趨が明らかとなるのである。

その翌十二月、汪精衛重慶を脱出し、「和平の實現」に併せて「憲政の實施」を宣言し、「憲政の實施によつて人民の束縛を解くのである、人民の束縛を解かなければ國家の危亡も救はれない」と聲明して獨裁の打倒を高調した。虎視眈々たる共產黨が、何ん條この好機を見遁さうか。重慶政府また急速憲政實施の名分を確保する措置を講じなければならぬ。かくして第四次國民參政會開かれ、「治本辦法（基本方策）」として、憲政期成會が組織された。

憲政期成會には、中國共產黨は勿論、國家社會黨・中國青年黨も加はつて、現憲草が國民大會を三年に一回の招集とし、國民黨が多數を以て政府を構成し法律を制定し以て一黨專制を保持せんとするに反對し、民意機關を以て政治を行ひ政府に對し充分に監督の實を擧げんとする意圖の下に、憲草修正案を決定した。そのうち重要な問題は、國民大會閉會中は、國民大會代表中から選出したる議員を以て「議政會」なる常設の民意機關を特設し、國民大會の職權を代行せしめることとし、憲法制定後の國民大會は、總統の選舉を始めとして極めて廣汎なる職權を有する。なほ議政會には戒嚴・大赦・宣戰・媾和・條約の議決・豫算決算の復決・法律の創制復決並に彈劾の受理の特權を與へんとするものである。

獨裁を狙ふ國民黨は、もとよりこれに反對した。その論據は、立法委員は國民大會で民選されるのであるから、別に監督機關を設けるのは立法權の獨立を犯す、また監察委員も民選だから、議政會に彈劾權を與へるのは監察權の獨立を

害する。また豫算・復決・戒嚴・大赦・宣戰・媾和・條約等は、政權であつて治權ではないといふが、五權憲法では明かに治權に屬するし、且つその治權を行ふ立法院は、國民大會にて選出され人民を代表してゐる。故に重ねて民意機關を特設するの必要がないといふにある。

かくの如き國共對立の尖鋭化を調整し、一面汪新政權樹立に對處するために開かれたのが六中全會で、國共の再強化が計られ、その閉會に際して執行委員戴天仇が朗讀せる大會宣言中には「憲政を開き内政を修め民國の確實なる基礎を樹立す」といつてある。

南京國民政府成立し、憲政の實施が、政綱の一として聲明されるや、重慶政府またこれに應じて立ち、第五次國民參政會が開かれたが、蔣介石は劈頭開會の辭で、

「憲政基礎の確立に對しては、精細なる論議を行ひ、實際的貢獻に合致せしむる如くしなければならぬ。我等は常に憲政に注意を拂ふのみならず、特にその實行に重點を置かなければならぬ。立憲的組織の設立に關しては、三民主義及び五權制度の外に、國防計畫に最大の關心が拂はねばならぬ。けだし國防なくして立憲國家の基礎は樹立し得ず、憲政そのものと同時に、國防に重大な關心が拂はれたときには、恒久的にして安定せる憲政が出現し得るからである。」

と述べ、議長として「治權と政權、權と能とを區分せんことを求め、憲法は堂々たる外見を必要とするものでなく、主要な點は弾力性をもち實行し得るやうなものであることが必須條件である」と論じ、閉會の辭で、

「我等は既に中國をして三民主義共和國たらしめんとし、憲法の條文中にもこの五權憲法の條款に違反することが出来ないと思ふ。然らば一時にこれを爲すことが出来ない場合は、漸を逐ひ充實させまた漸を逐ひ改進させることが必要であり、當分は變通的のものとして置かねばならぬことを憲法制定の基礎とする。」

と結論し、且つ最後に個人として左の意見を吐露した。

「憲法の草案は容易であるが、その実施は極めて困難であり、支那が憲法の全部的效果を享受するには、恐らく十年或は二十年を必要とするであらう。憲法の実施は政治的進歩ではあるが、吾人が今日必要とする憲法は、過去數百年來英米に於て實施されてゐるやうな舊式憲法ではない、けだしかゝる舊式憲法は支那の實情に即しないからである、故に余は憲法公布後十年或は二十年以内に克くこれを實施し得んことを希望するものである。」(外務省情報部「國際月報」による)

蔣介石のこの前後數度の言明によつて、蔣政權が何を企圖しつゝあるやは極めて明瞭であるとともに、蔣介石の實際政治家としての識見の奈邊にあるかをも窺ひ得るのであるとともに、蔣介石の實際政治家としての識見の奈邊にあるかをも窺ひ得るのである。

四 新民主主義と憲政の窮迫

かくの如き蔣介石の實際的なる政治行動に對して、敢然としてまた實際的なる政治理論を立てたのは、實に毛澤東の「新民主主義」である。新民主主義は、毛澤東が延安に於ける憲政促進成立大會に於て演説したもので、その後機關誌「中國文化」及び「改造」に發表した中國共產黨の新指導原理で、次のやうな要旨である。

『中國現下の最大問題は、一は獨立一は民主である。憲政とは民主政治であるが、吾人の要求するものは新民主主義的憲政である。それは歐米流の資産階級專制の民主政治ではなく、またソ聯流の無産階級專制の社會主義的民主政治でもない。それは一に、漢奸反動派に對する幾つかの革命階級聯合の民主專制である。國民黨第一次代表大會宣言に「近世各國のいはゆる民權制度は、往々資産階級の專有するところとなり、屢々平民を壓迫するものとなつてゐる。しかし國民黨の民權主義は即ち「一般民衆の共有にして少數人の私有に供するものにあらず」とあるこれが吾人のいふ新民主主義の具體的内容であり、實に孫中山の革命的三民主義の憲政である。』と主張する。そして更に進んで、

『現在の憲政運動は、今尙ほ獲得されてゐない民主の爭奪であつて、既に民主化した事實の承認ではない。頑固分子の憲政は人を欺瞞する、近き將來憲政が出來て大統領が現はれやうとも、民主的自由は得られない。現に民國には憲法もあり總統もあつたが、何れも專制皇帝と區別のない偽物であつた。現在の頑固派は、憲政なる羊頭を掲げて一黨專制なる狗肉を賣るのである。』

と極言して居る。けだし毛澤東の理論には、新しい内容があるわけではない、たゞ國民黨が現在主張しつゝある民主主義と三民主義とは、既にその意義と効果とを失つたものとして、新たな民主主義と新たな三民主義に展開して、理論通りの民主を爭取せんとするのである。

重慶七中全會は、本年七月一日より五日まで峨眉山の山莊に開かれた。付議された案件百二十餘件、和戰・外交及び黨務の三大事項最も重大で、そのうち黨務としては、豫定通り今年十一月十二日國民代表大會を招集し、憲政を實施するの案が、中央黨部から提出された外、共產黨問題處置辦法即時實施案が、閻錫山・鹿鐘麟・傅作義等から提出されたのに對し、聯ソ容共派は、國共關係の合理的調整を唱へ、中共問題はますます險惡化した、未だ決裂するに至らずして閉會したのである。その翌八月一日から四日まで、黨・政・軍最高會議を開き、外交路線について討議を行つたが、憲政問題には觸れなかつたやうである。たゞ對ソルートの強化並に獨伊ルートの新設を考へられたが、日獨伊三國同盟によつて、急激なる轉換が畫せられつゝある。國民大會の招集期は、十一月十二日に迫つて來たが、今日のまゝでは、徒らに中共側の思惑にはまり込むより外致方ない情勢が判明して來たので、先づ國家社會黨並に國家主義青年黨等を始めとして、大會延期論擡頭し、各省當局も軍事の繁忙と交通の不便とから準備不充分なる旨を報告して、國民大會の延期を要求するものが多いので、重慶當局は、援蔣ルート遮斷、各派抗爭の激化、和平論の擡頭、經濟危機の急迫等、民心の動搖甚しい折柄、國民大會を開くは極めて不得策なることを自覺し、ついに無期延期されることになつたのである。

五 國共抗爭と評論

重慶政権内に於ける、共産黨との政權争奪の角逐について、曹政達は「憲政月刊」(本年創刊號)に次のやうに述べて居る。

「重慶政府内部に幾多の矛盾と困難とあるが、その最大なるものは憲政問題である。即ち重慶國民黨は、十一月召集の國民黨大會は單に憲法制定會議たらしめ、事實上は憲政の實施を遷延せんとし、且つ三民主義中心の五五憲草の原狀を維持せんとする。然るに共産黨及びその他の政黨團體は、憲政の即時實施と憲草の修正を要望しつゝある。憲政座談會が設けられたが、これ國共分裂の重要原因である。即ちこれは蔣を徹底的抗日に驅使する中共の策略であり、また「民主を爭取」する段階である。現下國共分裂に至る最重要問題は、憲政運動の進展であり、共産黨の現段階の實踐的戰術は、民主の爭取である。即ち憲政運動の展開は、正にこれ抗日戰爭の長期性を煽動し、南京中央政府運動の反對を擴大し、民衆組織を共産黨の指導下に誘ひ、更に進んで蔣派を完全に打倒せんとするものである。従つて憲政運動を繞る國共の對立は、正にこれ蔣介石と毛澤東との手腕問題である。即ち政治活動上の憲政運動の進展は、中國内地の指導性把握にかゝるのである。」

なほ同「憲政月刊」社同人の辭に、

『中日戰爭起るや、重慶政府は、憲政を高閣に束ね調政を敝廢の如くに棄て、却つて軍政に倒行したるの觀がある。こゝに於て憲政運動は、大なる挫折を受け岐途に陥つたのである。けれど重慶政府これを棄つるもの共黨即ちこれを拾うて瑰寶となし、これに據て政權を奪取するの手段と爲した。重慶政府は、二十八年九月參政會第四屆大會及び其の後の六中全會に於て、共黨より憲政實施を迫られ、一方御用黨を使喚して反對を唱へしめ、兩々抗爭し來つた。』

とあるは、寸鐵人を斬るものである。

雪濤氏が、廣州市「新亞」(本年六月號)に

「憲法實施問題と重慶の窮境」と題して、

『重慶政府は、着々として諸般の準備を整へ、各方面の意見を徴して、國民黨大會の參考に供せんとしつゝあるが、中央政府は憲政問題の討論及び宣傳に對して極度の神經質となり、民間の自由討論及び宣傳には極度の制限を加へ、國民黨參政會憲政期成會以外は、意見の討論發表を差止めてゐる。なほ特に注意を要することは、重慶の憲政實施案なるものは、一は敗戦の事實を糊塗隠過して民心の離叛を阻止せんとし、一は共産黨が民衆と壓力とを獲得するのを回避せんとし、全く一種の政策的意圖に出でてゐることである。』

とあるも、その真相を傳へてゐるものと思ふ。

更に林語堂に至つては、アメリカ發行「アジア」誌に「新支那の誕生」と題して、最も自由なる才筆によつて評論を下して次のやうに述べておる。

『支那國內の政治組織は、國民黨と支那共産黨、或は蔣介石と第八路軍將領朱德毛澤東の間に戦つて決した中道を行くことになるであらう。廣汎な基礎を有する支那の文化的傳統たる忍苦が、獨裁と共産主義に政治的妥協を要求し、支那獨得の民主主義的社會主義なる一つの型を創造するであらう。歐洲に於ては、一般に理解されてゐる如きファシズム・共産主義・民主主義間に、廣汎に展開されてゐる闘争に於て、支那は民主主義への傾向をもつであらう。』

蔣介石果して林語堂のいふが如く「獨裁者」と宣言せざるヒトラアたりムソリーニたりスターリンたるか。共産黨は新民主主義をかゝけて果して國民黨を最後のリードし得るか。在重慶のアメリカ通信員テオドル・エツチ・ホワイト氏は、「アジア」(本年八月號)で、「重慶に於ける黨争」と題し「共産黨にとつては、農民革命は極めて切實な要求で、戰爭はこれを延期させてゐる。軍部にとつては國民黨の獨裁が四十年の流血内亂の最後のゴールである」と評してゐる。政治闘争は、果して憲政實施をいかなる形式と實質とを以て名分化するか。これは一に今後の國際政局の動向と、東亞共榮圈の興敗とにかゝつておる問題なのである。

第十三章 汪政権下の憲政と政治闘争

一 汪蔣の離合と憲政

汪精衛と蔣介石とは、思想的にも政治的にも、現代支那に於ける對蹠的な存在である。民國十四年（大正十四年）三月、孫文客死して以來、廣東政府改組されて國民政府創成し、ついで北伐の途次、武漢政府潰滅して民國十六年（昭和二年）十月南京國民政府の基礎成り、三民主義を標榜するいはゆる國民革命建設に向つて驀進した。その前後十數年にわたる幾多政治の闘争は、實に共產黨の暗躍を伴奏とした、汪蔣の角逐離合史であつた。

滿洲事變勃發して、蔣汪合作時代が再現した。國難に處する汪行政院長の對日策は、次第に抗日一派の反撃を高め、民國二十四年（昭和十年）十一月三十日、身に三彈を受けて外遊の登に登つたが、西安事件の急報を手にして、民國二十六年（昭和十二年）一月十四日、上海に引返したとき、いはゆる「人民戰線共同禦侮」を唱へる共產黨の勢力の瀰漫しつゝあるのを目撃した。このとき已に、汪がまたまた蔣から脱離しなければならぬ運命が、忍び寄つて居つたのであつた。しかし汪は最後まで蔣汪合作による救國の努力を捨てなかつた。そしてその思想の根據を三民主義に求めた。それは前年五五憲草が、蔣政權獨裁強化の意圖の下に公布され、歸京後更に改訂されて國民大會の職能が制憲事務に限局され、憲政の實施が無期に遷延せんとする大勢に臨んでも、

『國民大會の基礎の一つは、共同の信仰である、即ち三民主義である。軍政は三民主義の障害を除き、訓政時代は建設の途を開き、憲政時代は建設を完成するにある。要するに我等は國民大會の前途に對し、滿腔の熱誠を以て本黨同志が相協力し、三民主義の完成を期

し、同時に非黨員の各界有力分子も、滿腔の熱誠を以て三民主義建設の完成を期すべきである。』

と、五月二十四日中央記念週で聲明し、また「今日の國民革命の進行中に於て建設せんとするものは、名實具備の三民主義共和である」と、七月十六日廬山談話會にて意見を述べて、憲草第一條の擁護に努めてた。日支事變となつて、これが推進力は一に共產黨にあり憲政の實施は何時しか蔣政權獨裁の一路に陥込むのを見つゝあつた汪精衛は、自らの聲明に「一九三八年（民國二十七年、昭和十三年）十二月九日、和戰の問題につき蔣介石と激論を闘はした後、余は自分の和平論が受け容れられぬ事を悟つた」とあるやうに、蔣汪合作最後の一线もうち斷たれて、十八日ついに重慶を脱出したのである。そして翌年八月二十八日から、上海で六全大會を開いて「今日以後、更當一其心志、必齊其步驟、以致力於和平之實現、憲政之實施、使三民主義的中華民國確立於東亞、確立於世界」と宣言して、憲政實施の大旗を掲げ、本年三月三十日國民政府還都宣言並に十大政綱を發表して、憲政實施を聲明し、別に對内統一方案なるものを附加して「憲政實施籌備委員會」を組織するの方針を公約し、その委員會は七月二十九日成立し、目下これが立案審議を盡くしてゐる。而して國民大會の招集並に憲法の制定頒布は、本年十一月十二日と豫定されてたが、九月十二日「中華民國三十年一月一日國民大會を招集し憲法を制定し且つ施行期日を決定すべきことを茲に定む」と正式に發表した。

二 和平憲政の性質

問題は、新政府に於ける憲政の特質であつて、次の數項について検討を加へて置く。

第一は、新政府は、國民政府の法統を繼承する。故に民國二十年六月一日の國民政府の公布したる「中華民國訓政時期約法」は、新政府の基本法で、憲政は該約法を根據として實施さるべきものである。故に五五憲草が、その基準とな

つて立案審議さるべきものである。還都宣言中に「いはゆる憲政の實施については、中國國民黨第五次及び第六次全國代表大會の宣言中に既に明確に規定せられ、全國賢能の士もまた夙に一致賛同するところなり」とあるは、これがためであつて、これは憲政實施籌備委員會に於て、「憲法草案二十五年五月五日、已由國民政府宣布、今昔以重加審議之權付之憲政實施委員會」と訓詞せることによつて更に明確である。

第二は、法統を繼承せる新政府の實施せんとする憲政は、孫文の遺囑を奉じて、革命の三民主義五權憲法を大本とするは當然である。たゞ孫文の三民主義は、その哲學的基礎については姑く措くとするも、政治思想史觀としては、(一)孫文の晩年容共聯ソ政策によつて、その概念著しく混亂に陥りたること、(二)蔣介石の浙江財閥たる資本主義との勾結と黃埔系の中央軍力の勢威とから、獨裁政權強化して、三民主義は一名分化したること、(三)蔣政權の支那統一の霸業に利用されて、三民主義中民族主義のみ強調され、しかも民族主義は一に排日抗日の一途に轉化されたこと、(四)國共合作によつて、共產黨が三民主義に投合するの態勢をとりたるため、政治と思想と紛淆し、三民主義と共產主義との限界ますます不明瞭となつたこと等の事態の狂奏交錯裡に、單に素朴なる三民主義を唱導することは許されぬ。故に汪精衛は、昨年十一月二十三日わが支那派遣軍幕僚一行三十餘名に對し、三民主義の眞精神を力説し、後加筆して「三民主義の理論と實際」と題する論文を發表した。故に憲政の實施は、一にこのいはゆる純正三民主義を基本として發展すべきものであつて、本年一月二十二日青島に於て、林珀生氏が發表した「汪氏和平運動經過」中に、

『三民主義は、事態の進歩に應ずると共に、孫文の素志に復活する如く修正せられなければならぬ。建國の軌道は、修正三民主義の方針に照して、民族の獨立、自由なる民權の徹底、普遍せる而して民生の安樂にして健全なる近代國家を建設するにある。』とあるは、即ちこの意を明かにしたものである。

第三に、蔣の獨裁制及び國共合作に絶對反對する。それは還都宣言に、

『憲政の實施について、過去に於ける個人の獨裁制は、全國人民精誠團結の障礙たりしを以て、必ずこれを革正除去すべし、又共產黨は階級闘争を挑發し、特に國家民族の大敵なるを以て、必ず之を根絶廓清し、その餘毒を胎ざらしむることを要す。』

と聲明せるによつて明かである。元來蔣汪合作の分裂は、これを法制史的に論ずれば、蔣の獨裁による民主立憲の蹂躪に對する抗議であり、これを政治思想史的に評すれば、三民主義を喰ひ物にする共產主義の國家民族嗜虐に對する反撃であり、これを東洋戰史として叙すれば、支那敗戦による新東亞建設への和平建國轉向であるが、一面また政治闘争史觀に照せば、軍事獨裁に對する文化民政の葛藤でもあり得る。

『憲政月刊』(創刊號)中に、袁殊氏は「今日の憲政運動は、抗戰憲政と和平憲政との二大主義が對立して」と述べ、更に廣州「新亞」(本年六月號)に、雪濤氏が、

『要するに汪派國民黨の施行せんとする憲政と重慶國民黨の憲政なるものを比較して、その眞偽を見その棄取を定むべきである。いはゆる憲政には、民治法治の二基礎がある。汪派の施行せんとする憲政は、即ちこの民政と法治との上に、革命の大業を完成せんとするものである。然るに老蔣の標榜する憲政は、畢竟民心の離叛を阻止し個人の地盤を保持せんとするもので、政治軍事の行動に徴しても專制獨裁に外ならない。重慶政府長期抗戰の失敗により内訌頻りに起る、即ち袁曹の故智に倣つて、重ねて獨裁憲政の醜劇を演じて、民衆を愚弄せんとするものである。』

と痛論せる「袁曹の故智」の言の如き、正に寸鐵人を刺すのである。

第四に、全民政治を主張することである。本年三月三十日發表せる新政府政綱中「對内統一方案」第二政治方針に、『還都後國民政府は、中國々民黨以外の各黨各派及び社會上重望の士等人材を登用組織せる中央政治委員會を以て、最高政治指導機關として憲政時期への過渡辦法となす。』

と聲明してある。これ即ち蔣の獨裁と共に、國民黨專制を封殺して、全民政治を行はんとするもので、趣旨に於ては、孫文以來の「以黨治國」に一大轉回を劃せんとするのである。

この全民政治の政治方針發表されるや、國家社會黨及び中國青年黨、中國社會黨及び共和黨が風を望んで参加して來た。國家社會黨は、民國二十一年(昭和七年)張君勳・湯鑄新によつて創立され、國家社會主義を信奉して絶對的愛國主義と漸進的社會主義に立つて民主政治に修正を加へんとするものである。領袖張君勳及び羅隆基に決別して、諸青來及び李祖虞は、本年三月二十日中央政治會議に参加した。それから中國青年黨は、民國五年(大正五年)パリ留學生等少年中國運動を起し、民國十二年(大正十二年)結黨し、外抗強權・内除國賊・撲滅共匪を標榜したが、抗日戰線に合流し、左舜生・曹鑄・李璜・余家菊・陳啓天等を領導しつゝあるが、張英華・趙毓松二名また三月二十日中央政治會議に参加した。この二黨の外、中國社會黨の江亢虎、共和黨の何佩瑛、石星川等、復黨を宣言して汪政權の統制下に参加した。第五に、最も注目すべきは、重慶政權の國民黨專制を封殺するために全民政治を昂揚したが、國民黨中心制の確立を堅持することである。この問題については、汪主席は機會ある毎にこれが主張を反覆しつゝある。本年八月二十六日中華日報紙上に、汪精衛が「民權主義前途の展望」と題する論文は、最も明確に志向を吐露してある。その要旨は次の通りである。

『國家に中心勢力なければ、國家の進歩維持は容易でない。然らば中心勢力の存在は民主政治と矛盾することなきか。近世の民主政治を見るに、その形式としては、直接民權は、スキスに例あるのみで實は代議政體である。民主政治は吾人の信仰する所、獨裁政治は吾人の反對する所である。然らば民主政治の弊を阻み獨裁政治の武斷を封する辦法あるか。吾人は一黨と一主義とを中心と爲し、其の他の各黨各派を聯合して、國家社會の重任を共同負荷せしめんとするのである。かの獨裁政治一味の武斷は、善政をやつてゐる時はよい

が、一旦惡政を始めたなら匡正しやうがないのである。』

本論文は可なりに重視すべきものなるは、本年九月十二日の中華日報は「社評」欄に「政治の中心と思想の中心」と題し、汪主席の意見を再論してゐるのを見てもわかる。また本年九月十五日、汪主席が中央黨務訓練團學員に對して訓詞するに當つても、

『現在の問題は、如何に憲政を實施すべきかである。詳説すれば、吾々同志は、憲政實施の時期に當つて、如何にしてよく國民黨をして中國の中心勢力たらしめ、三民主義を實行し、總理一切の政策に及ぶべきかである。憲政實施の時期に當つて、國民黨の主義政策をして、全國の中心勢力たらしむるかの問題である。』と力説してゐるのである。

三 汪蔣及び中共の憲政爭取

これを要するに、蔣政權の目的とするところは、國民黨專制により蔣總裁の獨裁強化にあるので、憲法の制定はなるべく遷延し、名分上これを制定するとしても、蔣強權下に發布された國民大會組織法及び選舉法によつて、組織された國民大會によつて、五五憲法の原案を成立せしめんとし、且つまた憲法が制定頒布されることとなつても、その實施は無限に延期し、殊に民主政治に關する孫文主義の重點は、永久に否認せんとするものである。共產黨はこれに反し、五五憲草は勿論國民政府組織法並に選舉法も絶對的に民主制に改訂し、政權を絶對に解放して、いはゆる新民主主義の實現を期し、以て共產政權の爭取を目的とするのである。而して汪政權の目的とするところは、憲法の民主的改訂による政權の全民的解放を目的とする點に至つては、むしろ共產黨の主張に近い觀あるが、實は國民黨中心制を堅持し、建國

大綱にはゆる政權を民選の政府に譲るとあるも、恐らく名分を得るに過ぎないことにならなければ幸ひである。李發政氏が「憲政實施の主張は、動機と目的とを異にして三方面から提出さる。即ち重慶は政權を保持せんとし、共產黨は政權を奪取せんとし新中央政府は政權を建立せんとして居る」(「憲政月刊」創刊號)と評したのは、評し得て要を盡くして居る。即ちその何れによつても、孫文主義の理想とするが如き建國は容易に得らるべきものではない。三民主義共和國といふも、それは一名分の謂ひであつて、その實體は、支那五千年の史觀に、近代擬裝の一齣を加筆するに過ぎないであらう。

第十四章 南京國民政府内に於ける憲政論

前章は主として汪主席代理の意見を中心として、新中央政府の制憲工作の重點を檢討した。而して現下準備委員會に於て立案審議されつゝある憲草と、その憲政の實踐とは、如何なる理念と形式とを以て具現されるか。換言すれば、憲政の動向如何を卜するに當つては、進んで汪政權陣營内要人の思想傾向を吟味して置くことが必要なのである。

準備委員會當然常務委員陳公博氏は、次のやうな意見を述べて居る。

「憲法に對して吾人の期望する所は、只憲政を早く開始すること、如何にせば憲政實施をして有效ならしむるかの問題である。私は始終憲政は、是れ政治問題にして法律問題ではない、事實問題であつて理論問題ではないと主張し來つた。而して之は自分一家の私言ではなく、公法學者の承認せざるを得ない歴史上の事實である。

憲法は、規定が如何に典麗詳密であつても、二大事項を主眼とする、それは一は人民の權利自由の規定であり、他は自治である。その他國體問題は、是れ既成事實であつて、憲法の實體に關係はない。又其の他政府組織の如きも、既成事實を只に文字化したに過ぎない。

非國民黨員は、憲政開始を念とせず、只政權を獲得すべきで、其の他の事は措いて問はないであらう。政權の獲得は、議會の方式によるも、人民の權利及び自治の骨幹完成しなければ、政權は不安にして假令一時を糊塗しても、恒久維持は出來ない。故に憲政が必須とされるのである。

國民黨員に至つては、國民黨已に訓政時期を経て、權利自治の骨幹を完成することが出來ないならば、これ吾人の責任である。憲草第一條の規定がある、三民主義を實行するの重責は、國民黨の肩にあるのである。『民族』民國二十六年五月號「憲政の開始以後」要するに、政治の實際に立脚せんとするもので、憲法の條章などは人民の權利自由及び自治に關するもの、外は、餘り重視しようとはして居らぬ。

常任委員穆斌氏は、新民會副會長で、民國二十七年九月「新民主主義より三民主義を批判す」(「新民週刊」第九期)中に、「若し今日にして三民主義を清算し、百年の大計を樹てなければ、國家の復興は、望むことは出來ない」と、三民主義を眞向から排撃し、更に「民權主義」に論及して、

『民主主義の流毒は何であるか。それは民主主義の結果、民主的憲法が生れたことである。民主的憲法は、完全に人民と政府との間の一種の契約である。孫中山が五權憲法を定めた根本思想は、やはり人民と政府とが對立して、一種の契約を爲すといふ純然たる西洋思想から來てる。西洋の民主政治の最大の弊害は、議會政治である。我等の新民主主義は君子政治を主張し、代議制度的衆愚政治を必要と

しない。孫中山の民権主義に於て、「權」と「能」との區分を説いてるのは、極端な民主思想である。政治の主權、政府の原動力は人民に在らず又政府にもなく、たゞ天道を奉行し得る人に在る。故に我々は決してやかましく憲法の要求をしない、我々の要求するのは道義である。この道義が即ち不文法である。我々の要求する憲法は、五權憲法でなくて五倫憲法である。我々の要求する政治は、三民政治ではなくして三禮政治である。』

と進んで民主立憲を否認してゐる。この政治思想を以て、如何に新政府の政綱とする憲政實施の準備工作に當るかは注目すべきである。しかし北京臨時政府が、南京政府に攝收された後、繆氏は「東亞聯盟」(民國二十九年六月創刊號)に「新民精神の三民主義」と題する論文を發表して、「孫先生の三民主義は、中國固有の道德に根據して事業を繼續し來つたことが明かで、孫先生の精神こそ、實は明德新民の精神であつた。この革新的新民精神の下に、われ等は三民主義を解釋する」と、先づ三民主義に道義と科學との補充を加へて、その信徒たることを明かにし、進んで民権主義に論及して、

『孫先生の民権主義精神は、西洋の民主主義と同じからず、非常に多くの獨創的見解を有し、完全に新民精神より出發してゐるといふことが出来る。孫先生の民権主義には、西洋思想の抄襲など毛頭ないばかりでなく、ルソーの民約論にも明かに反對を表明してゐるのである。中國の民権思想は、堯舜時代から發達して來たが、中國現下の環境は、中國の民権主義を必要とする。しかし中國の民権主義は、極端に自由な個人主義を要求しない。眞の中國全體の力を結成し、この全體力で以て國家の獨立自由平等を爭取することである。』

として、觀念的に王道政治を強調することを止揚して、全民政治を肯定してゐる。そして七月二十九日の準備委員會成立典禮に於て、汪主席の訓詞に對し、委員側を代表して答辭を述べ、憲政實施に努力すべき旨を誓つたのである。

同じく常任委員中に、考試院副院長江亢虎氏が居る。氏は中國社會黨の領袖であるが、「中華日報」本年八月七日紙上に「日本は果して能く亞細亞の盟主たるか」と題して、

『日本が亞細亞の盟主たらんとするには、富國強兵等々は消極的條件で、まだ盟主たる資格ありといふに足りない。よろしく第一に、日本は中國新中央政府をば絕對に支援し、その自由獨立の地位を承認して、平等互惠の待遇を與ふべく、第二に、日本の爲めに計るに毅然として撤兵し、政を民に還へすは、これ上策である。利を興し弊を除き、暴を鎮し良を安んずるは、これ中策である。假すに禮貌を以てし、結ぶに恩恵を以てする、これ下策である。威福を作して取求する所を與ふるは、これ無策である。』

その他二件を擧げて居る。この大膽なる主張のうちに、いはゆる和平立憲の核心的志向が、強く示唆されてゐることを知らねばならぬ。

委員袁殊氏は、「憲政月刊」(創刊號)に「憲政問題」と題して、「南京政府と重慶政府と鬭争しつゝあるが、三民主義の民主憲政に至つては、實現の可能ありといふべきである」と、兩政權の共通性を明かにしてゐる。

同じく委員中に、考選委員會委員長フランス法學博士吳凱聲氏がある。氏は「中華日報」本年の七月二十九日紙上に「憲法草案の評述」と題する長文の評論を載せて居る。本論文は、餘程注目を惹いたと見え、「滿洲日々」本年八月二十四日紙上、「支那時報」本年九月號等にも譯載されてゐる。その緒言によれば、五五憲草公布當時の舊稿を加筆して再刊せるもので、割合に目下の政情に囚はれないものと見てよい。

『一、憲草第一條「中華民國は三民主義共和國とす」とあるが、國の主權は、全民の共有で、一黨一系の私有ではない、然るに三民主義は、國民黨一黨の政綱なる故削除すべしといふ論者もあるが、三民はその實救國の主義で、一黨一派の私のもでないばかりか、我國建國の淵源民國の大本であるから、變改を許さない。

二、人民の權利義務の規定は、國家が人民に賦與するもの甚だ多く、人民が國家に捧げる義務は甚だ少い。故に「人民は個人の自由平等を犠牲とする義務を有す」と規定し、更に徵兵制度に關する規定もあるべきである。

三、國民大會については、閉會時に於ける固定の恒久機關の設置、毎年一回の招集、代表の身分の保障等を主張する。(これは共產

黨も主張するところである)

四、中央政府中、總統が國民大會閉會後、立法院に對して責を負ふを要せざるが如く、又立法院が國民大會閉會後は、何者にも責任を負ふの規定を缺くが如きは妥當でない。又總理は、五院が皆國民大會に對して責を負ふことを説いてるから、行政院が總統に對して責を負ふことを規定せるのも妥當でない。

五、地方制度中、孫總理の均權制度は、千古の明言であるが、現下の中國としては、理論上の可否は姑く措き、權力を中央に集中するのは已むを得ない。

六、國民經濟中、地權平均については、自作農及び直接の土地使用者に對し、憲法上特別の保護獎勵を加ふべきである。資本節制については、確實な計畫經濟制度に改正すべきである。

七、教育については、小學教師の待遇と保障及び教育費の獨立と保障について、明白に規定すべきである。』

等細目にわたつて意見を立てておるが、氏は本年八月二十一日南京放送局から、『南京、重慶共に憲法を制定し國民會議を開くが、中國として二法兩會を要しはしない。故に吾人は、五五憲草を有效として審議し、總理の遺教に副ひ、又前回選舉したる國民代表を有效として、來京出席を求め、從來國民政府の職員も何れの黨派たるを問はず、來京參加して政治を公開し、共同して和平統一政府を建立せんことを望むのである。』

と言明して、重慶側に呼びかけておるのである。

委員中に、交通部長諸青來氏がある。同氏は前述した通り國家社會黨の一闘士であるが、民國十六年二月に「三民主義商推」を公刊して、徹頭徹尾、孫文主義を駁撃して寸膚を餘さない。即ち先づ「三民主義は果して主義なりや」と自問して、

『曩年の民族主義は倒滿にあつたが、今日はウイルソンの民族自決と、レーニンの階級闘争の兩議にはさまつて、聯ソの地歩を作つてゐる。曩年の民權主義は民國の創建にあつたが、今日は直接民權を提唱してゐるが、國民大會代表の間接によるので、直接ではない。曩年の

民生主義は平均地權であつたのに、マルクス學説を痛駁しながら、共產黨を國民黨の好友と稱する矛盾を冒してゐる。假りに一種の主義なりとするも、主義は一種の思想信仰で、人心は同一でないのに一律に歸せしめんとし、又救國主義は三民主義が唯一の準繩でないのに、以黨治國以て思想言論の自由を禁錮せんとしてゐる。』

と自答してゐる。而して「民權主義」に至つては、國體と政體とを混同したるもので、政事を管理するの權を政府に專屬せしめたならば、民權は已に存在の餘地なく空名に過ぎないと論じ、系統なき牴牾の妄説のみと斷じ、

『ソヴェエト制度は、勞農兵の公選したる代表によつて組織せられ、執行委員はその選出にかゝると雖も、その内實は勞農の組織體は空名のみで、これを指揮するものは、ボルシェヴィツク數人の領袖である。孫中山、ソヴェエト・ロシアに心酔し、直接民權と萬能政府とを併談し、名實の間に、巧みに取合を爲さんとしてゐる。』

と喝破してゐる。更に「建國大綱」については、

『中山晩年の思想の根本錯誤は、たゞ黨あるを知つて人民あるを知らず、己あるを知つて人あるを知らず、一般人民をして黨人獨裁の下に屈從せしむるのみ。』

と斷じ、進んで直接民權に論及して、「直接民權と萬能政府とは、果して並行して恃らざることを得るか」と自問して、疑義四點を擧げ、「彼が知難行易の説を以て之を案すれば、彼は實に民權の何物たるかを知らず、北洋軍閥と較べて五十歩百歩の差のみ」と痛撃してゐる。以上はもとより十數年前の所論であるが、かくの如くにまで鐵槌を孫文主義の上に加へたのに、今汪陣營内に在つて如何に孫文の遺囑を奉じて憲政籌備の業に參畫せんとするか、注目に値するのである。

以上準備委員會中二三論客の所説を一瞥しても、良心的審議の容易ならざるを思はしめる。この外委員會外にも、周佛海・林柏生・梅思平或は周化人等々諸氏の如く、已に廣く主張を公開して單純には去就を決し得ないと思はれる人士

も少くはない。況んや汪陣營外に至つては、次章に述べるが如く、諸説紛々、思想的にも政治的にも、亡羊管ならざるものあるを思はしめるのである。

第十五章 憲政審議に関する諸説

一 中國共產黨の主張

五五憲草は、蔣介石獨裁政權の領導下に發布され、その後の一部修正もまたこれが強化を目的としたものである。また國民大會組織法及び同選舉法も同様である。従つて既成の代表選舉も、同政權の擁護線に沿うて領導されたことは當然であつた。故に蔣政權としては、いよいよ憲法制定の事態に立至るとしても、恐らく五五憲草そのまゝの通過を企圖し、その他既成事實の公式成立を強行するであらう。

然るに共產黨は、國共合作の現段階に於ても、憲法實施の促進を迫つてゐるのは、いはゆる「民主」を求めるもので、共產黨の求める民主は、汪政權の求める民主とはその目的を異にし、先づ共產黨と國民黨との地位の平等を承認せしめ、陝甘寧區の共產政權を合法存在とし、八路軍新四軍とを大擴充して、その獨立系統と制度とを永遠に維持し、社會主義を目差す民主共和國を建設せんとするものである。嚴軍光氏は、「興建」(本年十月號)に、「中國革命現段階と憲政問題」と題し、

『中國の革命を完成するために、第一段として資産階級を民主化し、第二段として社會主義性の階級を建立し、社會主義革命的段階から一轉して、無産階級專制政權に變成せんとするもので、その最後の勝利は、中國人民に屬せず、蔣先生の領導する所の重慶國民黨に

屬せず、而して共產黨に屬し、スターリンに屬する、その實は中國無産階級には屬しないのだ。』

と暴露してゐる通りである。是れ即ち憲政實施に對して毛澤東が「新民主主義」を唱導する所以であるから、従て五五憲草は、蔣政權の手でこのまゝ通過することを默過する筈なく、根本的の修正を強要しつゝあるのである。その主張の要點を摘記すると、次の通りである。

一、憲草第一條に「中華民國は三民主義共和國とす」とあるが、共產黨は三民主義をば社會主義への一段階として是認するに過ぎないから、同條のみならず、全國民衆の公益保障公約ではなく、一黨の私利的保障手段と認められる條項には反對する。

二、支那の社會主義社會化のために、次の條件を主張する。

- (い) 全國民に對する言論、集會、出版、結社、信仰、思想等の平等自由
- (ろ) 抗戰各黨、各派及び民主共和國擁護の黨派に對し、合法的存在及び活動の權利の均等賦與
- (は) 全國に各級民意機關の設置

三、國民大會組織法に對しては、

- (い) 大會の權限として、憲法の制定及び實施期日の決定の外、國家の内政、外交並に國民經濟に関する基本方針の決定、國家の豫算決算の決定、政府の組織監督及び政府人員の任免等に及ぶ
- (ろ) 大會の組織として、大會の招集を二年毎とし、會期を十日間乃至二十日間とし、又代表中から常務委員を選定して、閉會中大會に代位せしめる

四、國民大會代表選舉に對しては、

(い) 選挙権及び被選挙権に關して、満十八歳以上の中華民國國民は、漢奸、精神病者の外、民族・性別・黨派・信仰・階級・職業・財産・文化等に關係なく、一切に選挙権及び被選挙権ありとする絶対普選とすること
 (ろ) 指定代表を全廢し、民衆自身の推選選挙とし、又軍隊代表は、將兵均等に選挙被選挙権を與へ、兵士代表數を將校の三倍とすること

(は) 選挙運動を絶対自由とすること
 (に) 事變前の代表を無効とし、新修正選挙法にて再選挙すること

その他民衆を獲得して國民黨專政を破壊し、將來の共產黨獨裁政權確立のため、一切の主張を強化しつゝある。而して國家社會黨・中國青年黨も、憲政實施に關する限り、共產黨を支持し、自由主義陣營も、政治の解放を求めて、如上の修正意見を支持せんとする風が見えるのである。

二 ソ聯憲法比較論及び民族自決説

金鳴盛氏は、「民族」(民國二十五年九月號)に「中ソ兩國憲法草案の比較」と題し、その異同を細説してゐるが、そのうち「人民の權利義務の差異」として「ソ聯憲法第十章人民の基本權利及び義務に關する規定は最も精彩を極む、わが國憲法第二章の規定は、空洞にして三民主義の理想に遠ざかること甚しい」と斷じて、

- 一、ソ聯公民は「勞働權」と「休息權」とを有するに、中國は「勞働保護」の原則規定あるに過ぎない
- 二、ソ聯は老年者及び疾病者に對し「生活保障權」を與へてゐるのに、中國は救濟撫卹を權利として認めてない
- 三、ソ聯は「受教育權」の具體的規定あるのに、中國は抽象的原則を規定するに過ぎない

四、ソ聯は「身體の自由權」を有してゐるのに、中國は法院以外の機關に逮捕拘禁を許してゐる

等々更に「義務」の各條にも論及して、ソ聯憲法は大に參考として、わが國大衆を刺戟するに足ると斷じておる。

啓明氏は「蒙古」(本年八月號)にて「支那憲法に於ける民族問題」と題して、「民族自決權の原則」を新憲法に挿入すべきことを主張しておる。氏の説を要約すれば、

「支那民族の成分は、漢・滿・蒙・回・藏の外に、苗・僮・徯・羅々・黎・擺夷等の民族・部族或は民族集團があつて、東北・西北・南・北方及び西方の邊疆地帯は、悉く少数民族の分布區域である。これ等一切の民族は、一面は帝國主義から、一面は豪紳・地主・軍閥及び封建領主からの二重壓迫を受けてゐる。故に孫中山先生の革命的民族主義は、支那民族の解放と各民族の一律平等とを唱導し、國民黨一大會宣言では「國民黨は中國内に於ける諸民族の自決權を承認し、且つ帝國主義と軍閥とに反對する革命の勝利を得たる後、自由統一的なる各民族を自由に聯合する中華民國を組織すべし」と高調し、一九三八年四月一日臨時全會宣言でも「民族問題を解決する方針」として、民族自決、各民族の自由聯合等の諸項を昭示してある。然るに民國成立以來の憲法には、民族權利の規定悉く簡に過ぎてる。新憲法は、よろしく(い)各民族の自決權が直ちに分立にまで至ることを確定すること、(ろ)民族の自由領土單位の原則を確定すること、(は)各民族自由結合の聯邦制を確定することの三點を包攝すべし。」

と主張する。而して民族自決による分立と國家統一による結合との矛盾については、説明甚だ不徹底なるを免れずして、各民族は原則上分離することが出来るけれども、結果は必ず結合すると臆斷してゐる。氏は更に進んで、國民代表選挙法の規定中にも、少数民族代表の人數を増加すべきことを主張しておる。

三 胡適の憲草修正論

その他憲草の修正に關する意見は、極めて繁多なるものがあるが、今一々これが紹介を差控へる。たゞこゝに特筆すべ

きは、胡適氏が「大公報」昭和十二年六月四日紙上に發表したる「憲政と憲法」と題する論文である（「支那時報」昭和十二年八月號譯載）。胡適は、新支那の尖端に立つて文學革命を提起したほどの革新論者であるが、嘗ては支那哲學の一學徒であつた餘韻を留めて、憲政問題に關しては、丸で別人の如く、實際政治に立脚して極めて透徹したる立論をなしておるのである。その要旨は次の通りである。

「憲政は攀ち登ることの出来ないやうな高い理想ではなく、學び達し得るところの一種の政治生活の習慣である。民主憲政は、一種の規則を作つて。政府と人民の政治活動の範圍とするに過ぎない。この種の共同に遵守すべき規則的政治生活が、即ち憲政であつて、その中には特別玄妙なものはない。この就學に上達するに順序がある。現行國民大會選舉法の普通平等の選舉方式には不賛成である。有限選舉から着手し、小學教育を一年以上受けた公民から始めて教育普及に従て、次第に政權の普及に至るべきである。創制・複決・罷免の三權を輕々しく主張することにも不賛成で、これは民治の新方式であつて、代議制の民主憲政が長く實行された後に、代議制の不足を補充するに用ふるものである。知り易く行ひ易き代議制より着手すべく、實行し易からざる直接民治の理論を論ずる必要は些かもない。現在要求されてる憲法は、知り易く行ひ易く、一字一句凡て實行し得る憲法であることである。

憲草第三百三十七條教育經費の最低限度の規定は、中央は豫算百分の十五、省區都市は百分の三十とあるが、今年の國家豫算案は、教育文化費は、豫算總額の百分の四・二二八に過ぎない。憲法公布の後直ちに毎年一億元の教育費を増加し得るであらうか。若し不可能ならば、この一條は何人かの論文演説に委せておき、憲法中の一條とすべきではない。故に憲草第六章國民經濟、第七章教育の兩章を完全に削除すべきである。

又第五章「地方制度」中、縣長及び市長民選の兩條は、若し今日實行し得ないならば總て削除すべきである。

「國民大會職權」内の法律創制・複決も、三年に一回一ヶ月集會する國民大會の實行し得る所でない。故にこの空文も削除すべきである。

かゝる削除修正の後に、憲草が一字一句實行し得る國家根本法となつて、始めて憲政の開始を行ひ得るであらう。」

大要以上の如き論旨であるが、これはけだし擾々たる群論中の一異彩である。しかし實際政治家は、氏の指摘するが如き憲草中の弱點を救済すべく、憲草第四百四十六條を削除して、憲法を制定しても直ちに實施に入らざるの用意を整へ、またたとへ實施に入つても、實施の不可能または不便なる條項を迴避すべく、憲草の末尾に、第四百四十八條（最後の修正にて第四百四十七條となる）「憲法の規定事項にして別に實施程序を定むるの要あるものは法律を以て之を定む」を特設してあるのである。

かくの如くその實行性に至つては、首尾一貫を欠き、緩急能否を同架せる觀念的憲法の制定に直進しつゝあるは何故であらうか。けだし孫文の理想と政治の現實との苟合が、憲草の骨幹をなしておるからである。そして名分を正しくして、その實政權の爭奪に終始する支那的性格の政治が、近代化せりといはるゝ新支那に、なほ依然として傳統五千年の衣鉢を傳承しつゝあるからである。

四 憲法の全體主義觀

最後に注目を要するのは、獨伊の全體主義的世界觀、並にフランスの民主自由主義體制の終焉、つゞいてわが日本の三國同盟を契機とする思想的及び政治的新體制に起淵する支那憲政の動向である。本年初夏以來、内外評論のこれが先達を爲して、吾人の耳目に觸れるものが、漸く多きを加へつゝあつた。

「歐米文化の基本觀たる哲學を清算して、東洋的哲學を建設して、それから法制を建設せねばならぬ。立憲政治は時代後れであることは、英佛の現状を見れば明かだ、獨伊ソが壓迫してゐるのである。孫文の立憲制は、歐米の近代國家にあこがれた所産だが、今日重慶政府や南京新政府が、その後塵を拜するならばつまらぬ。憲法政治は必要だが、近代國家の實際並に理論をそのまゝ受入れないで、即ち

個人主義の上に立たずに、一體觀（獨伊ソの全體主義と異る）憲法政治でなくてはならぬ。」と説く者がある。（『外交時報』本年六月下旬號、金崎賢氏「皇道及王道と日支の精神一如」）

『吾人は利益社會から道義社會へ、自由主義から全體主義へ、の史的轉換期に直面してゐる。汪の憲政問題も、西歐や日本の憲法制定の時代の性格を模倣する勿れ。東洋の法は、民生を拘束する法網ではなく、君主の志を照す道徳たるべし。アジア治法を創造する東洋の道義法典たらしむべし。南京の憲政問題は、一片の條文により輕々に形式的憲政を實施するが如きは許さるべきではない。』

と述べる者がある。（『世界週報』本年七月第一週號、梅原一雄氏「南京と重慶の憲政問題」）

『中國は現在民主政治の方向を行く時代ではなく、共產主義の途を辿る時代でもない。我等は獨創的指導理論によつて、東亞と世界の潮流に適合し、以て和平反共建國を圖ることこそ、革新的主義を有するのである。既成政黨を改組し、全民一體の指導團體を組織するのが一目標である。』

と論ずる者がある。（『東亞聯盟』本年八月號、繆斌氏「中國第三國民革命論」）

これが重慶陣營内に於ては、いはゆる親獨派の擡頭となり、朱家驊は本年六月二十日記念講演で、「第一次歐洲戰爭にて民主國は、ドイツを破つたが、ドイツ人の精神を擊破し得なかつた」と絶叫したが、三國同盟の締結で後退した。

南京陣營内に於てもまた、全體主義的言論を聽くこと多くなつたが、しかし特に判斷を誤るべからざることとは、（イ）全體主義觀の勃興は、蔣政權のむしろ思ふ壺で、それだけでなく實際政治の用途はこゝに置いてあるといふこと、（ロ）汪政權にとつては、民主政治によつて民心を獲得し得るや否やは、實際政治としてその死活の問題であるといふこと、（ハ）名分と實際との矛盾を特色とする政治の支那的性格は、憲法制定の趣旨方針の問題よりも、一に實際政治の實力が問題であつて、全體主義觀といふが如きは、民族自覺の關する限りに於ては、已に實踐過程に入り、或はそれが重要な唯一の信仰でもあらうといふことである。

第十六章 餘 論

一 政治思想の支那的性格

明末、自由民權の思想と西力東漸による國力の衰微とから、新支那の建設を憲政の實施に求めた。爾來三十有餘年、民國の創業から起算しても已に二十九年に及んでるが、この間幾多の憲法なり約法なりが、或は半産し或は死産し或は夭折して今日に至り、重慶南京その覇を争うて、未だ憲法の宣布を見ないのみならず、その前途にも殆ど大なる囑望を寄せ得るの段階に立至つてない。けだし本質として兩立し得ない理想と現實とが、二元的に五千年の傳統支那の政治を支配しつゝある民族的矛盾性の支那性格に、その根因が胚胎してゐるのである。

徳治主義を本體とする王道政治思想は、燦として支那文化史に輝いてゐる。しかし王通は「甚しいかな王道の行ひ難きや」（中説）と歎じ、胡廣は「あゝ聖人の道傳はらずして百世善治なし」（性理大全）と奏し、矢野博士は「王道政治は、支那に於て古來考へられ歴代帝政の理想であつたに拘らず、曾て實行されなかつたといふことは、政治上の思想として致命的の缺點といはなければならぬ」（『東亞』昭和八年十二月號「王道政治論」）と斷じた。孫文は「大亞細亞主義」に於て、支那の王道は世界最高の道徳なりとして、例をネパール國の支那朝貢に求めてるが、同國の朝貢は、清朝乾隆五十七年後藏侵入の罪を膺懲するため追討したる結果によるもので、王道感化の史實なるものを見出し得ない。王道は政治の理想であるが、政治の實踐は、政權の争奪と興亡の連鎖である。中庸に「大徳者は必ず命を受く」といふ易姓革命の道徳觀は、この理想と現實との矛盾を合理化せんとしたもので、こゝに於て「道の大原は天に出つ」といふ董仲舒の天人合

一論も生れたのである。クラツシツクなる儒教を殆ど國教として尊崇し來つた支那民族が、ロマンチツクなる道教の實際生活の耽溺から抜けきれないのも、或は面子の形式にこだはり、沒法子の諦めに平然たるのも、みなこの支那性格の一表現に外ならない。かくの如き支那性格の觀點から、支那憲政實施の本質を論ずると、これを政治上と立法上の両面から、吟味することが出来る。

二 政治上から見たる憲政の本質

第一に政治上から観ると、憲政は政治闘争に出發し政治闘争に終始する政争の手段に過ぎないのであつて、その本質的價値を民族的に味得しては居らないといふことである。清末の憲法大綱から以降の幾多の改廢は、みなこれを物語る外の何物でもない。康梁の虛君立憲、孫文の民主立憲、その出發點は政治の闘争で、その露骨なるものは袁世凱以下はゆる軍閥の立憲體制であつた。

民國十七年(昭和三年)蔣介石の北伐成つて、南京政府の基礎定まるや、憲政の名分を以て一般民心を把握せんとする遠謀と、民主を掲げて游撃區及び群小生産者の所要に投合せんとする深慮とから、憲政の實施を必至とする態勢を馴致しながらも、その本質に於て一黨專制獨裁強化の一途に向つて直進しつゝある。共產黨は新民主主義を標榜して一般大衆を獲得して、民主的立憲の即行を迫りながら、その最終段階に於て無產專制政權の確立を狙ひつゝある。悉くみなこれ憲政の理想の下に、政治闘争の現實が妖溢しつゝあるものに外ならない。

汪政權は、和平立憲を政綱としつゝある。そして蔣政權の獨裁打倒を企圖するとともに、全民政治を主義として民心の把握と獲得とに努め、國民黨中心を確保して、支那の和平統一を實現せんとしつゝある。これ憲政の理想を以て政治

の現實に歸一せんとする難行苦業の聖なる姿なのである。

三 立法上から見たる憲政の本質

第二に立法上から観ると、三民主義は革命建國の理想であるから、憲政中から三民主義を排除することは、恐らく不可能であらう。三民主義自體に對する論難はもとより多い、殊に哲學としての三民主義、王道政治と對照視される三民主義に對しては、非議されるところ最も多い。しかし安岡正篤氏が「指導理論なるものがあれば、必ず然るべき人と天の時と地の利とを得た結果である。三民主義にしても、孫文とあの時代と支那の實情とが投合して始めて指導性を帯びたので、切り離して抽象的に用ふれば何んでもない」と名論したが如く、三民主義は、中國憲法と一にして二ではない。

孫文主義に對する國民の信仰は、「西南派は三民主義に感興を有せず、三自三寓政策を唱ふ、北支一般は國民黨に反對し、むしろ西南派の自治思想に共鳴して」と説く人もあるが(「大陸」本年十月號、長野朗氏「事變道程に於ける支那の變貌とその將來」)、しかし「孫文と孫文主義に對する信仰は、現代の若き漢民族の新しき社稷であり經典である」と論じ(「大亞細亞主義」昭和十四年四月號、中谷武世氏「日支の思想合作と孫文主義」)「今日の支那が、思想的にも政治的にも、孫文につなされてゐる結果であつて、彼の生涯及び思想をはなれて、近代の支那を語ることが出来ない證據ではありませんまいか」と語る者もある(河野密氏「孫文の生涯と國民革命」)。たゞ三民主義自體も、ひいて三民主義を中心とする憲法も、實は一の理想的教説であり一の理想的典禮であつて、現實の政治は、自由に無碍に無限大に發展する。故に立法的に憲政實施の將來を卜すれば、中華民國國民の民度に照して、次の三點に於て、殆ど致命的ともいふべき難關に逢着せざるを得ないのである。

その一は手續上の難關である。憲法の制定は國民大會の權能であるが、一千七百名の代表參集して果して如何なる衆議の統制を爲すか、法治國としては殆ど考へられない。恐らく支那式の群集の誘導と強壓とによる、口號的宣言の形式をとるより外ないであらう。それよりもその代表の指定については獨裁的情實の伏在するは勿論、代表の選舉が自由公正に行はれるとは想像し得られないばかりでなく、選舉手續が果して実行出来るや否やは、次の事實によつて思ひ半ばに過ぎるのである。

五五憲草は民國二十六年に一部修正して、いよいよ同年十一月十二日國民大會を招集することに決し、先づ代表選舉にとりかゝつたのであるが、五月十五日國民政府の訓令によつて、行政院及び軍事委員會から「選舉事務辦理程序」なるものが布告されたが、その中に、

『國民大會招集に關し、各省市政府に對し、各種選舉準備辦理の完成、代表の推行に關する通告を發したが、未だ各項の報告が到着しないので、三月重ねて電報傳達したが未だ之に達はない。更に四月に至つて再び電報催促の上、五月十日迄に各種報告を提出するよう通知したが未だ送付無之、爲めに選舉の延期を深く恐れ、茲に選舉法修正案を參照せる選舉事務辦理程序を通告する云々』『右各項目とも克く命を奉じて實行すべきこと、以上を切に戒告す。以上の辦法を再三通告せる如く嚴に實行すべし、若し國民大會延期することあらんか、本所は責任重大なり、故に隨時督促する。』

と續述しあるところを見ても、たとへ支那一流の辦法が講ぜられるにもせよ、今日の民度にて、選舉事務が満足に遂行されるとは想像し得られないのである。況んや、蔣汪實權の及ぶ法域を異にし、更に共產區さへも對峙して今日の政情に於て、如何にして選舉手續を施行することを得るか、殆ど想像し得られないところであるといはねばならぬ。

その二は、訓政殊に自治訓練の極めて幼稚であるといふ難關である。孫文の建國大綱第八・第十・第十四・第十六・

第十七・第十八・第二十三等、悉く憲政實施の前提を、一に地方自治の完成に置いてある。故に昨年十一月二十日重慶六中全會の宣言には「中國は、近年來國力衰弱し民力が薄弱となつてゐる。その原因を探究すれば、總理革命の程序である。「縣」を自治單位とする精義と地方自治實行法の規定開始を忽視したからである」と告白し、また本年四月國民參政會第五次大會に於ても、蔣介石は開會の辭を述べて、

『内政方面に於ては、特に地方自治の促進に重點を置き、基層政治を充實せしめることを立憲政治の基礎としてゐる。故に政府は昨年九月「縣各級組織綱要」を公布し、一方自治人員の訓練を企畫したのである云々。』

と力説してゐる。故にまた蕭公權は、「大公報」民國二十六年五月五日紙上に、「憲政實施の準備」と題して、

『憲法の施行には必ず教育上の準備なかるべからず。理智の修養と自治の經驗とを缺く大衆に對し、憲政を實施せんとせば阻害多し。人民の政治的智識の大半は、實際政治生活中にのみ求むべし。理智的訓練の重要性を認め、政府は法令と教育面に猛進すべし。然らば民國六年以來の空文憲法の何等その實なかりしが如き醜態を免れ得るであらう。』

と道破して居るのである。

元來支那は官府政治の國であつて、知州知縣等親民の官迄その統治の下に服した。これに對峙して民間の自治體が發達したのだが、これも耆老父兄の專制に委ねられて、決して民主的ではない。「皇朝文献通考」は「古は國を體して野を經し、民に因つて事を授く、凡そ郷黨州里の間、皆官を以て之を治む、これを周禮に考ふるに、その法良に備はる」とあつて、自治制の起源を周禮に求められてゐるが、周禮自體が偽書なりといはれ、儒教の一經典としての實價以上、史實としては信を置き難い。要するに支那は、自治制だけは發達したと傳へられてゐるが、その實社會的集團としては、家族並に家族以上のものは殆ど特筆するに足るものがない。國民革命の後、民國三年地方自治施行條例を始め、屢々自

治制の公布改廢があつたが、多くは空文に過ぎない。國民政府成立して、民國十八年縣組織法・市組織法・省政府組織法等相ついで發布され、二十三年縣自治法及び施行法、二十四年縣市參議會組織法・選舉法の議定を見たが、實施に至らずして日支事變期に入つた。故に支那古代以降、自治團體發達の史實なく、中華民國として近代的地方自治の運用訓練は、更に絶無なりというてよい。然らばこれを孫文の建國大綱に照しても、全く憲政實施の前提を缺くものといはなければならぬ。

その三は遵法精神の缺如にその最後にして且つ最大なる難關ありと見なければならぬ。憲法の實體は、法文にあるのではなく、これが實行にあるのである。實行の本質は政論にあるのではなく、これが遵法精神にあるのである。清末支那の立憲工作は、法文と政論とに終始して、政治力自體並に國民の遵法精神については、殆ど一步の向上進歩を見ない。況んや孫文主義の理想を内容とせる憲法に至つては、政治の現實はこれを實行するの誠意もなく、或は實行せんとしても殆ど不可能に近く、従てまた朝野に遵法精神の發揚さるべき動因を索め得ないのである。この弊根は實は支那要人のもとより夙に自覺するところである。試みにその言論の二三を摘記して見るのに、

彭義明氏は「興亞」(本年三月號)に「新中央政府の憲法問題」と題して、次のやうに説いてる。

『民國十六年以後、北伐完成し、國民政府が南京に奠都してから、今日まで十有三年になる。大衆は翹首して國家根本大法を想望してゐるが、憲法の一字一句をも見ないで、軍閥時代と同様、上に道揆なく下に法守がない。故に新中央政府の制憲たるや、必ず先づ人民をして「制憲的信仰心」に發足して、歴來の疑慮と輕視の心理を祛除しなければならぬ。』

亞斗氏は、同じく「興建」(本年八月號)に「憲政實施の新認識」と題して、次のやうに論じてる。

『憲政運動已に數十年に及ぶも、今日尙ほ一口號に過ぎざるは、けだし歴次執政者が、たゞ憲政を一政治の幌子となして憲政を實行す

るの誠意なきによる。故に憲政は、眞正なる民衆の基礎の上に建設せらるゝことを必需とする。』

歐陽文正氏は、「憲政月刊」(本年創刊號)に「五五憲章教育章を評す」と題して、次のやうに主張してゐる。

『條文の善美も一要件ではあるが、實行はまた一大要件である。すべて機關團體が新たに制定するときは、先づ章程の是非を論じ、大衆もまたその異同を熟討するが、一旦通過すれば放心せざるはない。吾人は五五憲章の通過後、かくの如き冷淡なるを希望しない。故に憲政の實施は條文の吟味ではなく、憲法精神を發揮し、良好なる政治社會の基礎を建立するにある。』

林柏生氏は、現地座談會で、次のやうに述べてる。(「大陸」本年六月號、「和平運動の將來」)

『憲法は、上から押し付けるべきものでなく、國民の自發的要望を待たねばならぬものです。この自發的要望を喚起し、同時に國民の政治的理解を高め、國民の政治的行動を訓練するのが、訓政の目的です。』

沈文華氏は「中華青年」(本年九月號)にて「憲政實施に對する我見」と題し、

『手に兵符を握る者にして法を守つて法を毀たざる者は、實に寥寥として晨星の如くである。よろしく實施の前に、民間に宣傳して民衆の憲法を養成し、民衆深く憲法の本旨を體したならば、舉國一致憲法を擁護するの效を收むることが出来るのである。』

と進んで大學中學内に、憲法特別講座の設置を懇請してゐる。

陳紓周氏は、「大民」(本年八月號)で、「憲政實施と憲法草案」と題し、

『憲政實施は、獨裁を根絶し、民權主義を完成し、以て中國を匡救する最大關鍵である。その憲政實施の根據は憲法草案である。』

と、いさゝか本末倒行の立論をなしたが、進んで、

『抑も憲政は如何にして自ら立つか。たゞ人民がよく憲政を愛護すれば、その政は憲政である。憲法は如何にして自ら行はれるか。ただ人民よく憲法を愛護すれば、その法は憲法となる。これ古今中外の至理なのである。』

と核心を衝いてゐる。

その他、憲政の基礎を民心に求めんとする成論決して少くないのであるが、支那民族の現段階に於て、朝野ともに眞に憲法の精神に昂揚せしめることは、殆ど大なる期待を寄せ難いと思はれるのである。

四 名分論と憲政問題

これを政治的に見、これを立法的に考へると、憲政の實施は、畢竟一の「名分」を近代支那政治の理想として爭取せんとするものである。北宋に入つて經學は師承と訓詁とから、科學と主觀とによる窮理盡性の教域に轉回した。この思潮に従つて世に出でたるもの、即ち司馬光の「資治通鑑」で、その開卷第一先づ「天子の職は禮より大なるはなく、禮は分よりも大なるはなく、分は名よりも大なるはなし」と、名分を以て君臣の義を明かにした。ついでまた朱子「通鑑綱目」を作つて名分を正した。共にこれ政教の一革新であつた。辛亥革命は民國を創建してこゝに三十年、政教は急轉回してその政治原理を三民主義に求め、その名分を憲政の實施に争ふに至つた。しかし現實の政治は、依然支那五千年の歴史を展開して、政治闘争の近代的一齣を加筆せんとしつゝあるのである。

蒋介石政權の獨裁果して成るか。共產黨の新民主化何程に進めらるゝか。抑もまた汪政府の全民政治輿望を收めて完遂さるゝか。赤池漢氏の「萬世の師孔子」に、「古來名分既に定まれば人鄙なりと雖も之を争はずとの語の如く、此に服従した。故に一方には實力を以て萬事を解決せんとし、一方には名分を重んじ、甚だしき矛盾があつた。混亂の際、常に奸雄の心膽を寒からしめ、其の野望を制したものは實に名分論で、創業建國の主は、巧に名分を利用して、其の志を遂げたのであつた」と説く。近代支那の名分論は、いかに利用され、いかにその志を遂げしめることゝなるか、目前の活機正に突々、内外の心膽を躍らしめるに足るのである。

たゞ最後に安心してならないことは、近代支那に於ける政治闘争の性格である。汪といひ蔣といひまた中共といふ、その間に於ける政治闘争は、嘗ての軍閥の如く、政治勢力の單なる角逐拮抗相剋ではなく、實に支那民族意識の昂揚統一の上に演ぜられつゝあるのである。汪主席は、本年十一月十二日孫文誕辰紀念に際し、「民族主義と大亞洲主義」と題する論文を中華日報に寄せて、「中國民族有つて以來、民族意識已に存在した。以往の民族意識を統合して現代的民族意識の淘鍊を加へ、單に理論上のみならず實行上に領導し來つたもの、これ孫先生一生の力を致せし所である。民族主義なくしては、中國民衆の自覺を喚起し、民衆の力量を團結することが出来ない。大亞細亞主義なくしては、東亞民衆の自覺を喚起し、東亞民衆の力量を團結することが出来ない」と喝破した。東亞新秩序の建設は、支那民族意識を拒否することではない。實にこれを東亞民族意識にまで昂揚統一せしめることである。支那憲政問題は、この民族意識を基底とせる近代的政治闘争の名分として、始めてこゝにその意義の重大にして嚴肅なることを知るべきである。(終)

調査資料パンフレット

第一輯	中華民國政治勢力の現状(欠刊)	昭和10年6月發行
第二輯	滿洲國の貿易狀勢	昭和10年7月發行
第三輯	北鮮三港と日滿通商關係	昭和10年8月發行
第四輯	日支經濟提携の動因と其將來	昭和10年9月發行
第五輯	最近の北支事情	昭和10年10月發行
第六輯	滿洲國通貨の現勢	昭和10年11月發行
第七輯	臺灣產業の現勢	昭和10年12月發行
第八輯	最近の內蒙古事情(欠刊)	昭和11年1月發行
第九輯	滿洲國鑛業の現勢	昭和11年2月發行
第十輯	最近の外蒙古事情	昭和11年3月發行
第十一輯	支那の鐵道建設と航空路の現状	昭和11年4月發行
第十二輯	滿洲國農業の現勢	昭和11年5月發行
第十三輯	朝鮮農民の滿洲移住問題	昭和11年6月發行
第十四輯	支那經濟建設事業の現状	昭和11年7月發行
第十五輯	支那當面の重要問題	昭和11年8月發行
第十六輯	滿洲國林業の現勢	昭和11年9月發行
第十七輯	臺灣の地下資源	昭和11年10月發行
第十八輯	支那幣制改革の回顧	昭和11年11月發行
第十九輯	滿洲國水産業の現勢	昭和11年12月發行
第二十輯	西安事變の全貌	昭和12年1月發行
第二十一輯	滿洲國經濟建設概觀	昭和12年2月發行
第二十二輯	朝鮮の地下資源	昭和12年3月發行
第二十三輯	英人の觀たる支那の建設運動	昭和12年4月發行
第二十四輯	西安事變後の中國共產軍の動勢	昭和12年5月發行
第二十五輯	最近支那紙の對日論調	昭和12年6月發行
第二十六輯	蘆溝橋事件の經過概要	昭和12年7月發行
第二十七輯	支那當面の國防作戰計畫	昭和12年8月發行
第二十八輯	支那國防經濟の現状	昭和12年9月發行
第二十九輯	事變直前の支那經濟狀態	昭和12年10月發行
第三十輯	滿洲國工業機構の現勢	昭和12年12月發行
第三十一輯	支那に於ける國共合作問題	昭和13年2月發行
第三十二輯	ソ聯二十年の回顧	昭和13年3月發行
第三十三輯	支那最近の諸狀勢	昭和13年5月發行
第三十四輯	支那新舊政府の現狀	昭和13年5月發行
第三十五輯	滿洲國五ヶ年計畫の修正概要	昭和13年7月發行
第三十六輯	支那抗日作戰の現狀概要	昭和13年8月發行
第三十七輯	張鼓峰事件の經過概要	昭和13年9月發行
第三十八輯	現下の海南島事情	昭和14年2月發行
第三十九輯	支那抗日軍の全貌	昭和14年3月發行
第四十輯	現下の對ソ漁業權問題	昭和14年6月發行
第四一輯	支那に於ける交通網の現狀	昭和14年8月發行
第四二輯	現下の華僑概觀	昭和15年6月發行
第四三輯	事變下の上海概觀	昭和15年9月發行
第四四輯	支那憲政問題	昭和15年12月發行

昭和十五年十二月廿五日印刷
昭和十五年十二月三十日發行

非賣品

發行人 東洋協會調查部

右代表者 山上昶

印刷人 島連太郎

印刷所 三秀舎

東京市神田區美土代町十六番地

發行所 東洋協會

電話 銀座四〇三九番
振替東京一七〇八九番



